

平成30年3月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会



# 平成30年3月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成30年3月14日（水） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第35号 教育財産の用途廃止について…………… 1</p> <p>議案第36号 新潟市教育員会組織規則の一部改正について…………… 3</p> <p>議案第37号 新潟市教育委員会公印規則の一部改正について…………… 9</p> <p>議案第38号 新潟市教育財産管理規則の一部改正について…………… 12</p> <p>議案第39号 新潟市立学校管理運営に関する規則の 一部改正について…………… 16</p> <p>議案第40号 新潟市立幼稚園園則の一部改正について…………… 25</p> <p>議案第41号 新潟市立図書館条例施行規則の 一部改正について…………… 30</p> <p>議案第42号 新潟市文化財の指定について…………… 38</p> <p>議案第43号 事務局及び機関の長の人事について…………… 46</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立幼稚園再編実施計画（素案）について……………別冊</li> <li>・第2次多忙化解消行動計画の策定について…………… 1</li> <li>・平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の 結果について…………… 3</li> <li>・指導が不適切な教職員に関する委員会報告について……………別冊</li> </ul> <p>第4 次回日程</p> <p>4月定例会 平成30年 4月18日（水）午後3時30分</p> <p>5月定例会 平成30年 5月25日（金）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>





# 付議事件



議案第 35 号

教育財産の用途廃止について

教育財産の用途廃止について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 30 年 3 月 14 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

(1) 太田小学校について

1. 内容

平成 30 年 4 月 1 日に葛塚東小学校と太田小学校が統合し、葛塚東小学校の校舎を利用する。統合後の太田小学校の土地及び建物について、平成 30 年 4 月 1 日付で教育財産の用途を廃止する。

2. 用途廃止する教育財産

太田小学校 新潟市北区太田 862-1

ア. 土地 面積 18,483.00 m<sup>2</sup>

評価額 129,381,000 円

イ. 建物 延床面積 3,271.39 m<sup>2</sup> (7 棟 校舎・体育館ほか)

評価額 16,444,000 円

3. その他

用途廃止後の土地・建物は、市長部局（歴史文化課）で文書館としての利活用を検討している。

## (2) 中之口幼稚園について

### 1. 内容

平成30年4月1日から中之口幼稚園を保育所型認定こども園として利用するため、平成30年4月1日付で教育財産の用途を廃止する。

### 2. 用途廃止する教育財産

中之口幼稚園 新潟市西蒲区三ツ門字土居内 57-1

ア. 土地 面積 6,378.12 m<sup>2</sup>

評価額 76,537,000 円

イ. 建物 延床面積 1,975.19 m<sup>2</sup> (5棟 園舎)

評価額 111,419,000 円

### 3. その他

用途廃止後の土地・建物は、市長部局（西蒲区健康福祉課）が所管予定。

議案第36号

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成30年3月14日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について

1 改正理由

平成30年度の組織改正により、生涯学習センター及び中央図書館が部次長級機関から課長級機関となることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 生涯学習センターについて

次長及び次長補佐を廃止し、所属には所長、所長補佐及び係を置くよう改める。

(2) 中央図書館について

館長を部次長級から課長級へ変更し、館に置く課の枠組みを廃止する。所属には館長、館長補佐及び係を置くよう改める。

3 施行期日

平成30年4月1日

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（組織）

第13条 中央図書館に次に掲げる係を置く。

管理係 企画運営係 サービス第1係 サービス第2係 地域支援係

第30条の見出し中「次長」を「所長補佐」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「生涯学習センター」の次に「、総合教育センター及び教育相談センター」を加え、「次長補佐」を「所長補佐」に改め、「中央公民館」の次に「及び中央図書館」を加え、「、総合教育センター及び教育相談センターに所長補佐を」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「次長、館長補佐及び所長補佐」を「所長補佐及び館長補佐」に改め、同項を同条第2項とする。

第30条の2を削る。

第37条の表中

「

ア 被職務代理者	職務代理者	
	イ アに掲げる者に事故があり、又は欠け	ウ ア・イに掲げる者に共に事故があり、

	ている場合	又は欠けている場合
教育次長	生涯学習センター所長	次長
	中央図書館長	課長
	課長，総合教育センター所長，中央公民館長	
生涯学習センター所長	次長	
中央図書館長	課長	

」

を

「

ア 被職務代理者	職務代理者
	イ アに掲げる者に事故があり，又は欠けている場合
教育次長	課長，総合教育センター所長，生涯学習センター所長，中央公民館長，中央図書館長

」

に改め，同表生涯学習センター次長の項中「次長」を「所長」に改め，同表中央図書館の課長の項中「館の課長」を「館長」に，「課長補佐」を「館長補佐」に改める。

#### 附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

新潟市教育委員会組織規則(平成19年教委規則第6号)新旧対照表

改正後 (案)	現行	備考
<p>(組織)</p> <p>第13条 中央図書館に次に掲げる係を置く。</p> <p><u>管理係 企画運営係 サービス第1係 サービス第2係 地域支援係</u></p> <p>(<u>所長補佐等</u>)</p> <p>第30条 <u>生涯学習センター，総合教育センター及び教育相談センターに所長補佐を，中央公民館及び中央図書館に館長補佐を置くことができる。</u></p> <p><u>2 所長補佐及び館長補佐は，機関の長を補佐して機関の事務を整理するとともに必要により機関の事務を分担する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第13条 中央図書館に<u>次に掲げる課を，課に</u>次に掲げる係を置く。</p> <p><u>企画管理課 管理係 企画運営係</u></p> <p><u>サービス課 サービス第1係 サービス第2係 地域支援係</u></p> <p>(<u>次長等</u>)</p> <p>第30条 <u>生涯学習センターに次長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 生涯学習センターに次長補佐を，中央公民館に館長補佐を，総合教育センター及び教育相談センターに所長補佐を置くことができる。</u></p> <p><u>3 次長，館長補佐及び所長補佐は，機関の長を補佐して機関の事務を整理するとともに必要により機関の事務を分担する。</u></p> <p><u>(課長及び課長補佐)</u></p> <p><u>第30条の2 中央図書館の課に課長を置く。</u></p> <p><u>2 課長は，上司の命を受けて課の事務を掌理し，課の職員を指揮監督する。</u></p>	<p></p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>



改正後（案）		現行		備考
<p>（職務の代理）</p> <p>第37条 教育次長，課長（担当課長を含む。以下この条において同じ。）又は機関の長に事故があり，又は欠けている場合は，次の表に掲げるところによりその事務を所管する他の職員が，順次その職務を代行する。</p>		<p><u>3 中央図書館の課に課長補佐を置くことができる。</u></p> <p><u>4 課長補佐は，課長を補佐して課の事務を整理するとともに必要により課の事務を分担する。</u></p> <p>（職務の代理）</p> <p>第37条 教育次長，課長（担当課長を含む。以下この条において同じ。）又は機関の長に事故があり，又は欠けている場合は，次の表に掲げるところによりその事務を所管する他の職員が，順次その職務を代行する。</p>		<p>削除</p> <p>削除</p>
ア 被職務代理人	<p>職務代理人</p> <p>イ アに掲げる者に事故があり，又は欠けている場合</p>	ア 被職務代理人	<p>職務代理人</p> <p>イ アに掲げる者に事故があり，又は欠けている場合</p> <p><u>ウ ア・イに掲げる者に共に事故があり，又は欠けている場合</u></p>	
教育次長	<p><u>課長，総合教育センター所長，生涯学習センター所長，中央公民館長，中央図書館長</u></p>	教育次長	<p><u>生涯学習センター所長</u></p> <p><u>次長</u></p>	
			<p><u>中央図書館長</u></p> <p><u>課長</u></p>	
			<p><u>課長，総合教育センター所長，中央公民館長</u></p> <p><u>館長</u></p>	
		<p><u>生涯学習センター所長</u></p> <p><u>次長</u></p>		
	<p><u>中央図書館長</u></p> <p><u>課長</u></p>			

改正後（案）	現行	備考
(略)	(略)	
生涯学習センター <u>所長</u> <u>所長</u> 補佐	生涯学習センター <u>次長</u> <u>次長</u> 補佐	
(略)	(略)	
中央図書 <u>館長</u> <u>館長</u> 補佐	中央図書 <u>館の課長</u> <u>課長</u> 補佐	
(略)	(略)	

議案第 37 号

新潟市教育委員会公印規則の一部改正について

新潟市教育委員会公印規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求め  
る。

平成 30 年 3 月 14 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会公印規則の一部改正について

1 改正理由

平成 30 年度の組織改正により、生涯学習センターが部次長級機関から課長級機関  
となることに伴い、所要の改正を行うもの。また、実態に合わせ文言の修正を行うも  
の。

2 改正内容

別表第 1 (1) 一般公印の表において、新潟市立学校適正配置審議会委員長印の管  
理者を「教育総務課教育政策担当課長」から「教育総務課長」に改め、新潟市社会教  
育委員会議長印の管理者を「生涯学習センター次長」から「生涯学習センター所長」  
に改める。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会公印規則（昭和44年新潟市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）新潟市立学校適正配置審議会委員長印の項中「教育総務課教育政策担当課長」を「教育総務課長」に改め、同表新潟市社会教育委員会議長印の項中「次長」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟市教育委員会公印規則(昭和44年教委規則第5号)新旧対照表

改正後 (案)								現行								備考
別表第1 (第4条関係) (1) 一般公印								別表第1 (第4条関係) (1) 一般公印								
名称	規格 (ミ リメートル)	書体	使用区分	管理者	個 数	保管場所	ひ な 形 番 号	名称	規格 (ミ リメートル)	書体	使用区分	管理者	個 数	保管場所	ひ な 形 番 号	
(略)								(略)								
新潟市立学 校適正配置 審議会委員 長印	24	〃	学校適正配置 審議会委員 名をもつてす る公文書用	教育総 務課長	1	教育総務 課	13	新潟市立学 校適正配置 審議会委員 長印	24	〃	学校適正配置 審議会委員 名をもつてす る公文書用	教育総 務課教 育政策 担当課 長	1	教育総務 課	13	
(略)								(略)								
新潟市社会 教育委員会 議長印	18	〃	社会教育委員 会議長名をも つてする公文 書用	生涯学 習セン ター所 長	1	生涯学習 センター	16	新潟市社会 教育委員会 議長印	18	〃	社会教育委員 会議長名をも つてする公文 書用	生涯学 習セン ター次 長	1	生涯学習 センター	16	
(略)								(略)								

議案第 38 号

新潟市教育財産管理規則の一部改正について

新潟市教育財産管理規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 30 年 3 月 14 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育財産管理規則の一部改正について

1 改正理由

平成 30 年度の組織改正により、文化財センターが課長級機関から補佐級機関となる。また、一部の区において地域課と総務課が統合し、地域総務課と名称を変更する。それに伴い所要の改正を行うもの。

2 改正内容

第 2 条第 1 号中「文化財センター」を「歴史文化課」に、「地域課」を「地域総務課」に改める。

第 5 条の表中「文化財センター所長」を「歴史文化課長」に、「地域課長」を「地域総務課長」に改める。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育財産管理規則の一部を改正する規則

新潟市教育財産管理規則（昭和59年新潟市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「文化財センター」を「歴史文化課」に、「地域課」を「地域総務課」に改める。

第5条の表中「文化財センター所長」を「歴史文化課長」に、「地域課長」を「地域総務課長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟市教育財産管理規則(昭和59年教委規則第10号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考																
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育財産管理者 新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号。以下「組織規則」という。）第3条に規定する課、生涯学習センター、中央公民館、中央図書館、文化スポーツ部<u>歴史文化課</u>及び北区役所<u>地域総務課</u>（以下「課等」という。）の長をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(統轄)</p> <p>第5条 教育財産管理者は、次の表に掲げる区分に従い教育機関等に係る教育財産に関する事務を統轄する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育財産管理者 新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号。以下「組織規則」という。）第3条に規定する課、生涯学習センター、中央公民館、中央図書館、文化スポーツ部<u>文化財センター</u>及び北区役所<u>地域課</u>（以下「課等」という。）の長をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(統轄)</p> <p>第5条 教育財産管理者は、次の表に掲げる区分に従い教育機関等に係る教育財産に関する事務を統轄する。</p>																	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 997 383 1098">統轄する教育財産管理者</td> <td data-bbox="383 997 1032 1098">教育機関等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="174 1098 1032 1150">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1150 383 1251">文化スポーツ部 <u>歴史文化課長</u></td> <td data-bbox="383 1150 1032 1251">文化財センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1251 383 1351">北区役所<u>地域総務課長</u></td> <td data-bbox="383 1251 1032 1351">北区郷土博物館</td> </tr> </table>	統轄する教育財産管理者	教育機関等	(略)		文化スポーツ部 <u>歴史文化課長</u>	文化財センター	北区役所 <u>地域総務課長</u>	北区郷土博物館	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1032 997 1240 1098">統轄する教育財産管理者</td> <td data-bbox="1240 997 1890 1098">教育機関等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1032 1098 1890 1150">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 1150 1240 1294">文化スポーツ部 <u>文化財センター</u> <u>所長</u></td> <td data-bbox="1240 1150 1890 1294">文化財センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 1294 1240 1396">北区役所<u>地域課</u> <u>長</u></td> <td data-bbox="1240 1294 1890 1396">北区郷土博物館</td> </tr> </table>	統轄する教育財産管理者	教育機関等	(略)		文化スポーツ部 <u>文化財センター</u> <u>所長</u>	文化財センター	北区役所 <u>地域課</u> <u>長</u>	北区郷土博物館	
統轄する教育財産管理者	教育機関等																	
(略)																		
文化スポーツ部 <u>歴史文化課長</u>	文化財センター																	
北区役所 <u>地域総務課長</u>	北区郷土博物館																	
統轄する教育財産管理者	教育機関等																	
(略)																		
文化スポーツ部 <u>文化財センター</u> <u>所長</u>	文化財センター																	
北区役所 <u>地域課</u> <u>長</u>	北区郷土博物館																	





議案第 39 号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 30 年 3 月 14 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正理由

- (1) 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校同様に、新潟市立幼稚園の弾力的な園運営を可能にするため、幼稚園休業日について改正を行う。
- (2) 市立小学校・中学校・特別支援学校において、副主査を事務主任に充てる必要があるため、所要の改正を行う。
- (3) 中之口幼稚園が平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止となることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 学校休業日について

幼稚園各休業日について指定期間を削除し、休業日の年間合計を 65 日以内とするよう改正する。

(2) 事務主任について

第 25 条の 4 第 4 項中「及び主査」を「，主査及び副主査」に改める。

(3) 中之口幼稚園について

関係項目について記載を削除する。

### 3 施行期日

平成30年4月1日

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第25条の4第4項中「及び主査」を「，主査及び副主査」に改める。

第57条第1項に次のただし書を加える。

ただし、休業日の年間合計は65日（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。次項において同じ。）以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

第57条第1項第1号中「7月25日から8月31日まで」を削り、同項第2号中「12月24日から1月7日まで」を削り、同項第3号中「3月24日から3月31日まで」を削り、同項第4号中「4月1日から4月4日まで」を削る。

第57条第2項を削り、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、休業日の年間合計は65日以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

第57条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第59条第3項中「及び中之口幼稚園」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
第1条～第25条の3(略)	第1条～第25条の3(略)	

改正後（案）	現行	備考
<p>(事務長及び事務主任)  第25条の4 (略)  2・3 (略)  4 事務主任は、主任、<u>主査及び副主査</u>のうちから、校長が委員会の承認を得て命ずる。  5 (略)  第25条の5～第56条(略)</p>	<p>(事務長及び事務主任)  第25条の4 (略)  2・3 (略)  4 事務主任は、主任、<u>及び主査</u>のうちから、校長が委員会の承認を得て命ずる。  5 (略)  第25条の5～第56条(略)</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p>(休業日)</p> <p>第57条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。<u>ただし、休業日の年間合計は65日（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。次項において同じ。）以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 夏季休業日</li> <li>(2) 冬季休業日</li> <li>(3) 学年末休業日</li> <li>(4) 学年始休業日</li> <li>(5) その他委員会が定める日</li> </ol>	<p>(休業日)</p> <p>第57条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 夏季休業日 <u>7月25日から8月31日まで</u></li> <li>(2) 冬季休業日 <u>12月24日から1月7日まで</u></li> <li>(3) 学年末休業日 <u>3月24日から3月31日まで</u></li> <li>(4) 学年始休業日 <u>4月1日から4月4日まで</u></li> <li>(5) その他委員会が定める日</li> </ol>	<p>幼稚園</p>



改正後（案）	現行	備考
<p><u>2</u> 園長は、あらかじめ委員会に届け出て前項に規定する休業日とは別に、「体験的学習活動等休業日」等の休業日を設けることができる。<u>ただし、休業日の年間合計は65日以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 第7条第3項及び第4項の規定は、幼稚園に準用する。</p>	<p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、新潟市立中之口幼稚園は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>夏季休業日</u> 8月10日から8月20日まで</p> <p>(2) <u>冬季休業日</u> 12月25日から1月7日まで</p> <p>(3) <u>学年末休業日</u> 3月26日から3月31日まで</p> <p>(4) <u>学年始休業日</u> 4月1日から4月3日まで</p> <p>(5) <u>その他委員会が定める日</u></p> <p><u>3</u> 園長は、あらかじめ委員会に届け出て前項に規定する休業日とは別に、「体験的学習活動等休業日」等の休業日を設けることができる。</p> <p><u>4</u> 第7条第3項及び第4項の規定は、幼稚園に準用する。</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p>第58条（略）</p> <p>（職員組織）</p> <p>第59条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 小須戸幼稚園には，主任を置くことができる。</p> <p>第60条～64条（略）</p>	<p>第58条（略）</p> <p>（職員組織）</p> <p>第59条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 小須戸幼稚園及び中之口幼稚園には，主任を置くことができる。</p> <p>第60条～64条（略）</p>	

議案第40号

新潟市立幼稚園園則の一部改正について

新潟市立幼稚園園則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成30年3月14日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市立幼稚園園則の一部改正について

1 改正理由

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正に伴い、幼稚園の休業日に関する規定について所要の改正を行うもの。

また、中之口幼稚園が平成30年3月31日をもって廃止となることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 幼稚園休業日について

各休業日ごとに指定期間を定める形から、新潟市立学校管理運営に関する規則第57条に規定される休業日を参照する形へ改正する。

(2) 中之口幼稚園について

関係項目について記載を削除する。

3 施行期日

平成30年4月1日

新潟市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立幼稚園園則の一部を改正する規則

新潟市立幼稚園園則（昭和34年新潟市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

第5条第1項第4号を次のように改める。

（4） 学校管理運営に関する規則第57条第1項及び第2項に規定される休業日

第5条第1項第5号から第8号までを削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表新潟市立中之口幼稚園の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟市立幼稚園園則(昭和34年教委規則第7号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(入園資格、学級編制及び定員)</p> <p>第2条 幼稚園に入園できる幼児は、満3歳から小学校入学の始期に達するまでの幼児とする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日</p> <p>(3) 土曜日</p> <p><u>(4) 学校管理運営に関する規則第57条第1項及び第2項に規定される休業日</u></p>	<p>(入園資格、学級編制及び定員)</p> <p>第2条 幼稚園に入園できる幼児は、満3歳から小学校入学の始期に達するまでの幼児とする。<u>ただし、中之口幼稚園に入園する幼児は、満4歳からとする。</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日</p> <p>(3) 土曜日</p> <p><u>(4) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで</u></p> <p><u>(5) 夏季休業日 7月25日から8月31日まで</u></p> <p><u>(6) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで</u></p> <p><u>(7) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで</u></p> <p><u>(8) その他園長が新潟市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て定めた日</u></p>	

改正後（案）	現行	備考
<p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、中之口幼稚園の休業日は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p><u>(2)</u> 日曜日</p> <p><u>(3)</u> 土曜日</p> <p><u>(4)</u> 学年始休業日 4月1日から4月3日まで</p> <p><u>(5)</u> 夏季休業日 8月10日から8月20日まで</p> <p><u>(6)</u> 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p><u>(7)</u> 学年末休業日 3月26日から3月31日まで</p> <p><u>(8)</u> その他園長が委員会の承認を得て定めた日</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>削除</p>

改正後（案）							現行							備考	
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）								
幼稚園名		学級編制及び定員					幼稚園名		学級編制及び定員						
		3歳児		4歳児		5歳児			3歳児		4歳児		5歳児		
(略)							(略)								
新潟市立小須戸幼稚園		1学級	15名	1学級	30名	1学級	30名	新潟市立小須戸幼稚園		1学級	15名	1学級	30名		1学級
新潟市立中之口幼稚園								新潟市立中之口幼稚園				2学級	60名	2学級	60名

## 議案第 4 1 号

### 新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について

新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求め  
る。

平成 3 0 年 3 月 1 4 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

### 新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について

#### 1 改正理由

- (1) 石山図書館及び鳥屋野図書館は出張所・公民館に併設しており、一体的な施設管理のもと運営を行っているが、出張所業務の見直しに伴い平成 3 0 年度より第 4 日曜日の施設管理者が不在となる。そのことにより、第 4 日曜日の開館ができなくなるため、休館日について所要の改正を行うもの。
- (2) 北区，西区，西蒲区内に設置されている利用の少ない一部の地区図書室を，平成 2 9 年度で閉室するため，所要の改正を行うもの。
- (3) 図書館資料の団体貸出制度の拡大に伴い，所要の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

- (1) 石山図書館と鳥屋野図書館の休館日の一部変更について
  - ・第 4 日曜日を休館日として，翌日の月曜日を開館日とする。
  - ・休日が日曜日又は月曜日に当たる場合は休館日を火曜日としているが，第 4 日曜日の翌日の月曜日に当たる場合は休館日とする。（第 3 条関係）
- (2) 地区図書室の一部廃止について

利用が少なく平成 2 9 年度で閉室する南浜地区図書室，赤塚地区図書室，中野小屋地



区図書室，峰岡地区図書室及び漆山地区図書室について，別表から削除する。（別表第1 関係）

（3）団体貸出制度の拡大について

登録対象団体を拡大したことなどから，申込様式に「団体概要」及び「連絡担当者氏名」の項目を設ける。（別記様式第2号）

3 施行期日

平成30年4月1日

新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市立図書館条例施行規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「，新潟市立石山図書館」及び「，新潟市立鳥屋野図書館」を削り，同条中第5項を第6項とし，第4項を第5項とし，第3項の次に次の1項を加える。

4 新潟市立石山図書館及び新潟市立鳥屋野図書館の休館日及び開館時間は，次の表に掲げるとおりとする。ただし，教育委員会が必要と認める場合は，臨時にこれを変更することができる。

休館日	(1) 月曜日（第4日曜日の翌日の月曜日を除く。） (2) 第4日曜日 (3) 休日（その日が日曜日又は月曜日に当たる場合は火曜日とする。ただし，第4日曜日の翌日の月曜日に当たる場合はその限りでない。） (4) 12月29日から翌年1月3日まで (5) 蔵書点検期間（年間10日間の範囲内において，教育委員会が定める期間） (6) 図書整理日（毎月第1水曜日）
開館時間	(1) 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで (2) 土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで

別表第1 南浜地区図書室の項，赤塚地区図書室の項，中野小屋地区図書室の項，峰岡地

区図書室の項及び漆山地区図書室の項を削る。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第5条関係）

<b>団体 貸出申込書(新規・更新・再発行)</b>																																							
(宛先) 新潟市立図書館長																																							
※太い枠の中は必ずご記入ください。																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">団体の名称</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">代表者氏名</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">連絡担当者氏名</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">電話番号1 (連絡先)</td><td style="text-align: center;">(      )</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)</td><td style="text-align: center;">(      )</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">団体の所在地 (所在地がない場合は代表者の住所)</td><td style="text-align: center;">〒      -     </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">パスワード発行</td><td style="text-align: center;">希望する・希望しない</td></tr> </table>	フリガナ		団体の名称		フリガナ		代表者氏名		フリガナ		連絡担当者氏名		電話番号1 (連絡先)	(      )	電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)	(      )	団体の所在地 (所在地がない場合は代表者の住所)	〒      -	パスワード発行	希望する・希望しない	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">団体概要</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">団体区分</td><td>A 公共団体、公的機関 B 法人 C 事業所 D 任意団体</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">活動内容 (D任意団体のみ)</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">処理欄</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">登録番号</td><td style="text-align: center;">                               </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">発行年月日</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">種別</td><td style="text-align: center;">新・更・再</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">照合</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受付者</td><td></td></tr> </table>	団体概要		団体区分	A 公共団体、公的機関 B 法人 C 事業所 D 任意団体	活動内容 (D任意団体のみ)		処理欄		登録番号		発行年月日		種別	新・更・再	照合		受付者	
フリガナ																																							
団体の名称																																							
フリガナ																																							
代表者氏名																																							
フリガナ																																							
連絡担当者氏名																																							
電話番号1 (連絡先)	(      )																																						
電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)	(      )																																						
団体の所在地 (所在地がない場合は代表者の住所)	〒      -																																						
パスワード発行	希望する・希望しない																																						
団体概要																																							
団体区分	A 公共団体、公的機関 B 法人 C 事業所 D 任意団体																																						
活動内容 (D任意団体のみ)																																							
処理欄																																							
登録番号																																							
発行年月日																																							
種別	新・更・再																																						
照合																																							
受付者																																							

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟市立図書館条例施行規則(平成19年教委規則第25号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考				
<p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新潟市立松浜図書館、新潟市立舟江図書館、新潟市立月潟図書館、新潟市立内野図書館、新潟市立黒埼図書館、新潟市立潟東図書館、新潟市立岩室図書館及び新潟市立巻図書館の休館日及び開館時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。</p>	<p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新潟市立松浜図書館、<u>新潟市立石山図書館</u>、新潟市立舟江図書館、<u>新潟市立鳥屋野図書館</u>、新潟市立月潟図書館、新潟市立内野図書館、新潟市立黒埼図書館、新潟市立潟東図書館、新潟市立岩室図書館及び新潟市立巻図書館の休館日及び開館時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 821 338 874">(略)</td> <td data-bbox="338 821 1032 874"></td> </tr> </table>	(略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1032 821 1205 874">(略)</td> <td data-bbox="1205 821 1890 874"></td> </tr> </table>	(略)		
(略)						
(略)						
<p><u>4 新潟市立石山図書館及び新潟市立鳥屋野図書館の休館日及び開館時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。</u></p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1034 338 1396"><u>休館日</u></td> <td data-bbox="338 1034 1032 1396"> <p><u>(1) 月曜日（第4日曜日の翌日の月曜日を除く。）</u></p> <p><u>(2) 第4日曜日</u></p> <p><u>(3) 休日（その日が日曜日又は月曜日に当たる場合は火曜日とする。ただし、第4日曜日の翌日の月曜日に当たる場合はその限りでない。）</u></p> <p><u>(4) 12月29日から翌年1月3日まで</u></p> <p><u>(5) 蔵書点検期間（年間10日間の範囲内において、</u></p> </td> </tr> </table>	<u>休館日</u>	<p><u>(1) 月曜日（第4日曜日の翌日の月曜日を除く。）</u></p> <p><u>(2) 第4日曜日</u></p> <p><u>(3) 休日（その日が日曜日又は月曜日に当たる場合は火曜日とする。ただし、第4日曜日の翌日の月曜日に当たる場合はその限りでない。）</u></p> <p><u>(4) 12月29日から翌年1月3日まで</u></p> <p><u>(5) 蔵書点検期間（年間10日間の範囲内において、</u></p>				
<u>休館日</u>	<p><u>(1) 月曜日（第4日曜日の翌日の月曜日を除く。）</u></p> <p><u>(2) 第4日曜日</u></p> <p><u>(3) 休日（その日が日曜日又は月曜日に当たる場合は火曜日とする。ただし、第4日曜日の翌日の月曜日に当たる場合はその限りでない。）</u></p> <p><u>(4) 12月29日から翌年1月3日まで</u></p> <p><u>(5) 蔵書点検期間（年間10日間の範囲内において、</u></p>					

改正後（案）		現行	備考																																						
	<u>教育委員会が定める期間</u> <u>(6) 図書整理日（毎月第1水曜日）</u>																																								
開館時間	<u>(1) 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで</u> <u>(2) 土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで</u>																																								
<u>5</u> （略）		<u>4</u> （略）																																							
<u>6</u> （略）		<u>5</u> （略）																																							
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分室の名称</th> <th>分室の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>濁川地区図書室</td> <td>新潟市北区新崎2607番地3</td> </tr> <tr> <td>大形地区図書室</td> <td>新潟市東区海老ヶ瀬615番地1</td> </tr> <tr> <td>シルバーピア石山地区図書室</td> <td>新潟市東区石山団地10番13号</td> </tr> <tr> <td>東区プラザ図書室</td> <td>新潟市東区下木戸1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>関屋地区図書室</td> <td>新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1</td> </tr> <tr> <td>アルザにいがた情報図書室</td> <td>新潟市中央区東万代町9番1号</td> </tr> <tr> <td>大江山地区図書室</td> <td>新潟市江南区細山401番地</td> </tr> <tr> <td>曾野木地区図書室</td> <td>新潟市江南区天野2丁目7番2号</td> </tr> </tbody> </table>	分室の名称	分室の位置	濁川地区図書室	新潟市北区新崎2607番地3	大形地区図書室	新潟市東区海老ヶ瀬615番地1	シルバーピア石山地区図書室	新潟市東区石山団地10番13号	東区プラザ図書室	新潟市東区下木戸1丁目4番1号	関屋地区図書室	新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1	アルザにいがた情報図書室	新潟市中央区東万代町9番1号	大江山地区図書室	新潟市江南区細山401番地	曾野木地区図書室	新潟市江南区天野2丁目7番2号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分室の名称</th> <th>分室の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>濁川地区図書室</td> <td>新潟市北区新崎2607番地3</td> </tr> <tr> <td><u>南浜地区図書室</u></td> <td><u>新潟市北区島見町2069番地1</u></td> </tr> <tr> <td>大形地区図書室</td> <td>新潟市東区海老ヶ瀬615番地1</td> </tr> <tr> <td>シルバーピア石山地区図書室</td> <td>新潟市東区石山団地10番13号</td> </tr> <tr> <td>東区プラザ図書室</td> <td>新潟市東区下木戸1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>関屋地区図書室</td> <td>新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1</td> </tr> <tr> <td>アルザにいがた情報図書室</td> <td>新潟市中央区東万代町9番1号</td> </tr> <tr> <td>大江山地区図書室</td> <td>新潟市江南区細山401番地</td> </tr> <tr> <td>曾野木地区図書室</td> <td>新潟市江南区天野2丁目7番2号</td> </tr> </tbody> </table>	分室の名称	分室の位置	濁川地区図書室	新潟市北区新崎2607番地3	<u>南浜地区図書室</u>	<u>新潟市北区島見町2069番地1</u>	大形地区図書室	新潟市東区海老ヶ瀬615番地1	シルバーピア石山地区図書室	新潟市東区石山団地10番13号	東区プラザ図書室	新潟市東区下木戸1丁目4番1号	関屋地区図書室	新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1	アルザにいがた情報図書室	新潟市中央区東万代町9番1号	大江山地区図書室	新潟市江南区細山401番地	曾野木地区図書室	新潟市江南区天野2丁目7番2号	
分室の名称	分室の位置																																								
濁川地区図書室	新潟市北区新崎2607番地3																																								
大形地区図書室	新潟市東区海老ヶ瀬615番地1																																								
シルバーピア石山地区図書室	新潟市東区石山団地10番13号																																								
東区プラザ図書室	新潟市東区下木戸1丁目4番1号																																								
関屋地区図書室	新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1																																								
アルザにいがた情報図書室	新潟市中央区東万代町9番1号																																								
大江山地区図書室	新潟市江南区細山401番地																																								
曾野木地区図書室	新潟市江南区天野2丁目7番2号																																								
分室の名称	分室の位置																																								
濁川地区図書室	新潟市北区新崎2607番地3																																								
<u>南浜地区図書室</u>	<u>新潟市北区島見町2069番地1</u>																																								
大形地区図書室	新潟市東区海老ヶ瀬615番地1																																								
シルバーピア石山地区図書室	新潟市東区石山団地10番13号																																								
東区プラザ図書室	新潟市東区下木戸1丁目4番1号																																								
関屋地区図書室	新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1																																								
アルザにいがた情報図書室	新潟市中央区東万代町9番1号																																								
大江山地区図書室	新潟市江南区細山401番地																																								
曾野木地区図書室	新潟市江南区天野2丁目7番2号																																								

改正後（案）		現行		備考
両川地区図書室	新潟市江南区酒屋町821番地 8		号	
横越地区図書室	新潟市江南区いぶき野 1 丁目 1 番 2 号	両川地区図書室	新潟市江南区酒屋町821番地 8	
金津地区図書室	新潟市秋葉区古津597番地	横越地区図書室	新潟市江南区いぶき野 1 丁目 1 番 2 号	
小須戸地区図書室	新潟市秋葉区小須戸120番地 1	金津地区図書室	新潟市秋葉区古津597番地	
荻川地区図書室	新潟市秋葉区中野 5 丁目 1 番50号	小須戸地区図書室	新潟市秋葉区小須戸120番地 1	
味方地区図書室	新潟市南区味方1544番地	荻川地区図書室	新潟市秋葉区中野 5 丁目 1 番50号	
真砂地区図書室	新潟市西区真砂 4 丁目 9 番30号	味方地区図書室	新潟市南区味方1544番地	
西内野地区図書室	新潟市西区内野上新町11810番地	真砂地区図書室	新潟市西区真砂 4 丁目 9 番30号	
小針地区図書室	新潟市西区小針西 1 丁目12番12号	西内野地区図書室	新潟市西区内野上新町11810番地	
青山地区図書室	新潟市西区青山 6 丁目16番20号	小針地区図書室	新潟市西区小針西 1 丁目12番12号	
黒埼北部地区図書室	新潟市西区ときめき西 4 丁目 1 番地 1	<u>赤塚地区図書室</u>	<u>新潟市西区赤塚2280番地 2</u>	
中之口地区図書室	新潟市西蒲区中之口310番地	青山地区図書室	新潟市西区青山 6 丁目16番20号	
		<u>中野小屋地区図書室</u>	<u>新潟市西区中野小屋590番地 4</u>	
		黒埼北部地区図書室	新潟市西区ときめき西 4 丁目 1 番地 1	
		中之口地区図書室	新潟市西蒲区中之口310番地	
		<u>峰岡地区図書室</u>	<u>新潟市西蒲区鷺ノ木1633番地 9</u>	

改正後 (案)

現行

備考

別記様式第2号 (第5条関係)

別記様式第2号 (第5条関係)

漆山地区図書室

新潟市西蒲区馬堀6001番地56

<b>団体 貸出申込書(新規・更新・再発行)</b> (宛先) 新潟市立図書館長 ※太い枠の中は必ずご記入ください。	
フリガナ	
団体の名称	
フリガナ	
代表者氏名	
フリガナ	
連絡担当者氏名	
電話番号1 (連絡先)	( )
電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)	( )
団体の所在地 (所在地がない場合は代表者の住所)	〒 -
パスワード発行	希望する・希望しない

団体概要	
団体区分	A 公共団体、公的機関 B 法人 C 事業所 D 任意団体
活動内容 (D任意団体のみ)	

処理欄	
登録番号	
発行年月日	
種別	新・更・再
照合	
受付者	

<b>団体 貸出申込書(新規・更新・再発行)</b> (宛先) 新潟市立図書館長 ※太い枠の中は必ずご記入ください。	
フリガナ	
団体の名称	
電話番号1 (予約連絡先)	団体 代表者 その他( ) ( )
電話番号2 (1以外の団体連絡先がある場合)	団体 代表者 その他( ) ( )
団体の所在地 (所在地がない場合は代表者の住所)	〒 -
フリガナ	
代表者氏名 (図書館との連絡担当者)	
パスワードの発行	希望する・希望しない

処理欄	
登録番号	
発行年月日	年 月 日
種別	新・更・再
照合	
受付者	

議案第 4 2 号

新潟市文化財の指定について

新潟市文化財の指定について，次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 1 4 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市文化財指定について

新潟市文化財保護条例（昭和 4 7 年条例第 4 号）第 3 条の規定に基づき，以下の物件を新潟市文化財に指定する。

なお，議決の日をもって指定の日とする。

新潟市文化財指定物件

（1）文化財の名称，種別

名称 木造聖観音坐像

種別 有形文化財（彫刻）

（2）所有者

宗教法人金仙寺（代表役員 渡邊 光洋）

（3）所在地

新潟市西蒲区竹野町 2 6 7 6 番地



平成30年2月28日

新潟市教育委員会  
教育長 前田 秀子 様

新潟市文化財保護審議会  
会長 森田 龍



新潟市文化財指定について（答申）

平成30年2月16日付新歴第1320号で諮問されました下記物件について、慎重に審議した結果、新潟市文化財に指定することが適当であると認められましたので、答申いたします。

記

- 1 文化財の種別、名称、員数  
種別 有形文化財（彫刻）  
名称 木造聖観音坐像  
員数 1 躯
- 2 所有者の名称  
宗教法人金仙寺（代表 渡邊 光洋）
- 3 所有者の住所  
新潟市西蒲区竹野町 2676 番地

# 新潟市文化財指定候補物件

新潟市教育委員会

## 目次

1 新潟市文化財指定候補物件総括表

2 指定物件の価値について

3 指定のスケジュール

参考 新潟市文化財指定一覧

## 1 新潟市文化財指定候補物件総括表

(1) 種別	有形文化財（彫刻）
(2) 名称（ふりがな）	木造聖観音坐像 （もくぞうしょうかんのんざぞう）
(3) 員数，年代	員数：一躯 年代：元徳3（1331）年
(4) 銘記	像底に底板墨書あり。由来等。詳細別紙。
(5) 法量（単位：cm）	本体像高 51.0 台座高 35.2 光背高 64.2
(6) 品質構造	寄木造 漆箔 彩色 彫眼
(7) 保存状態	亡失：化仏、白毫 後補：裳先材。両肩上の材。肘右外の小補材。右手第三～五指先と第二指先端。彩色。
(8) 評価（価値）	① 銘文から制作年代が明らかにできる基準作であり、造形的にも当時の中央の動向を反映した堅実な作風を示す。 ② 新潟市内に現存する美術工芸品には外から移入してきたものが多いが、本像は銘文により造像当初より現在の新潟市域に存在しつづけてきたことが明らかである。新潟市域で育まれてきた歴史や文化を語るうえでは欠かすことができない重要作といえる。 ③ 本像の銘文は、14世紀の当地の事情を伝える貴重な文字資料としても評価される。
(9) 所在地（所在住所）	新潟市西蒲区竹野町2676番地
(10) 所有者（ふりがな）	宗教法人金仙寺（しゅうきょうほうじんこんせんじ）
(11) 指定理由	新潟市文化財指定（認定）基準 「第1 有形文化財 2 絵画，彫刻 （1）各時代の遺品のうち制作優秀で文化史上貴重なもの （2）絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの に該当

## 2 指定物件の価値について

近畿大学准教授 松岡久美子氏（新潟市文化財保護審議委員）による  
本像の文化財的価値について

本像は銘文より、造像年が元徳三年（1331）であり、かつ造像当初より金仙寺に安置されていたことが確かめられる、14世紀の基準作である。

新潟に現存する仏像には、外部から移動してきた作品が多い。そのなかで、本作は造像時から新潟に所在していたことが明らかであり、新潟市の中世を代表する彫像として非常に重要な位置を占める。

造形的には中央の動向を反映した専門仏師の手になる手堅い作域をみせており、全国的な観点からも、鎌倉時代末から南北朝時代ごろにかけて積極的に地方に活路を見出していった仏師たちの具体的な動向を示す基準作と位置付けられる。

また本像の銘文は、当地の一四世紀前半の事情をうかがわせる数少ない文字資料のひとつである。「大施主貞阿」および「女大施主」は、金仙寺の檀越となった地元有力者夫妻と推測されるなど、新潟市の歴史を知る手がかりとなる情報を含んでいる。

よって、金仙寺所蔵の木造聖観音坐像は、新潟市指定文化財に指定し保護するにふさわしい価値を有すると判断される。

## 3 指定スケジュール

- 平成 30 年 2 月 7 日      2 月教育委員会定例会で諮問決定
- 同年    2 月 28 日      文化財保護審議会で指定の答申
- 同年    3 月 14 日      3 月教育委員会定例会で指定議決予定
- 同年    3 月 14 日      午後 6 時報道解禁，翌日新聞等解禁予定

## 参 考 新潟市文化財指定一覧

次	指定年月日	指定物件の名称	件数
1	昭和 49 年 11 月 3 日	五十嵐浚明筆 三十六歌仙図 扁額, 大黒天図 五十嵐浚明筆 竹内式部賛, 竹内式部書 「松」一字 五言対句, 竹内式部書 一行 白圭之玷云々, 竹内式部筆 三宅島流人罪名帳 断簡, 六灯ランプ(旧新潟税関使用シャンデリア), 浦高札	7
2	昭和 51 年 11 月 3 日	行田魁庵筆 「新潟入船之図」, 鰐口 貞治七戊申年銘 附天保十一年丹羽思亭拓本識語, 飴屋看板 良寛書刻字, 松平忠輝関係文書, 堀直奇文書	12
3	昭和 53 年 11 月 3 日	五姓田芳柳筆 「新潟萬代橋」図, 川村奉行関係資料	14
4	昭和 55 年 11 月 1 日	長井雲坪筆 四季山水図 六曲屏風, 湊稻荷神社願懸け高麗犬	16
5	昭和 57 年 11 月 3 日	五姓田芳柳筆 八木朋直肖像, 五姓田芳柳筆 鈴木長蔵肖像, 五姓田芳柳筆 帆檣成林	19
6	昭和 59 年 11 月 3 日	金刀比羅神社難船彫刻絵馬, 川村奉行関係資料(追加)	20
7	昭和 62 年 11 月 3 日	横越島絵図, 川村奉行関係資料(二次追加)	21
8	平成 4 年 11 月 3 日	的場遺跡(平成 6 年 3 月 29 日 県指定となり指定解除)	22
9	平成 5 年 11 月 3 日	的場遺跡出土品 (平成 8 年 3 月 29 日 県指定となった 5,585 点を指定解除)	23
10	平成 10 年 3 月 24 日	笹山前遺跡出土 縄文時代の深鉢形土器	23
11	平成 12 年 11 月 3 日	川村奉行関係資料(第三次追加)	23
	平成 13 年 1 月 1 日	合併により黒埼町指定文化財(17 件)を承継	40
12	平成 13 年 11 月 3 日	愛宕神社本殿・拝殿, 法淳寺本堂, 真光寺太子堂	43
13	平成 14 年 11 月 3 日	川村奉行関係資料(第四次追加)	43
14	平成 15 年 7 月 16 日	日本舞踊市山流	44
	平成 17 年 3 月 21 日	合併により新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村指定文化財(計 155 件)を承継	199
	平成 17 年 10 月 10 日	合併により巻町指定文化財(66 件)を承継	265
15	平成 18 年 8 月 24 日	旧小澤家住宅	266
	平成 21 年 3 月 24 日	銅造観音菩薩立像(旧巻町指定)が県指定となり指定解除	265
	平成 24 年 4 月 16 日	枯死した円明寺旧墓地の黒松と車場の大楓を指定解除	263
	平成 25 年 3 月 26 日	新潟奉行川村修就関係資料が県指定となり指定解除	262
16	平成 25 年 4 月 15 日	角兵衛獅子	263
	平成 25 年 6 月 6 日	枯れにより小戸の大裏白樫と長徳寺の大松を指定解除	261
	平成 27 年 3 月 24 日	越後の凧合戦習俗が県指定となり白根大凧合戦指定解除	260



木造聖觀音坐像



像底の墨書

議案第 4 3 号

事務局及び機関の長の人事について

事務局及び機関の長の人事について，次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 1 4 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

非公開で審議を予定しているため，詳細は審議時に関係者にのみ配布いたします。



# 報 告



○目標

教職員が自らのワーク・ライフ・バランスを確立し、心身ともに健康であることは、生き生きと子どもと向き合うための基盤である。魅力ある教職員を育成し、質の高い教育活動を行うために、学校園と教育委員会、保護者・地域が一体となって教職員の長時間勤務の縮減を推進する。

○指標

月あたりの平均時間外勤務時間が45時間以下の教職員を増やす。  
年間14日以上有給休暇を取得する教職員を増やす。

働き方改革の視点  
(勤務時間の適正化)

学校園の取組

教育委員会の取組

① あらゆる場や機能を活用し教職員の長時間勤務縮減策を推進<組織としての挑戦>

PTA・地域コミュニティなどあらゆる機会に多忙化解消へ向けた理解・協力促進 一人一人の教職員のアイデアを生かすシステムを構築  
学校事務の共同実施から好事例を発信し水平展開

② 一校一取組で働きやすい職場改革

<組織としての挑戦>

ノー残業デー・ノー会議デーの推進 重点的な取組で働きやすい職場環境へ 同僚性の高まりでモチベーションの向上

※ノー残業デーの実施率

【小学校】2017年度 74.7% 【中学校】2017年度 35.7%

③ 一人一取組で「自分時間」を創造<個の挑戦>

具体的な目標設定を行い、年間を通して何をどのように改善するかを決定 前年度同月の勤務時間をもとに自己評価 計画的な休暇取得

① 夏季休業中の学校閉庁日の設定、研修・説明会の設定に配慮し、休暇取得の促進【継続・発展】

原則、振替の多い月曜、連休の間に研修会等を設定しない

② 授業実践や学校運営に役立つコンテンツをWebページで共有【継続・発展】

学習指導案や提示用教材、行事計画等のデータを共有

③ 適正な退勤時刻の目安を設定【新規】

遅くとも小・幼・特支 18:30 中・高・中等 19:00 に退勤

④ 時間外の電話対応の在り方を検討【新規】

時間外の外部からの対応について統一ルールを設定

⑤ スクールロイヤーの導入を検討【新規】

弁護士による学校ごとの法的相談、法令に基づく対応支援

⑥ スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員配置事業【新規】

文部科学省事業を活用し、学級担任・部活動顧問の負担軽減

⑦ 部活動指導のガイドラインを徹底【新規】

週あたり平日1日以上、原則土日1日以上の休養日の設定等

できることから速やかに実行する

教職員が生き生きと子どもと向き合うための「長時間勤務を縮減する6つの視点」

視点① 学校課題と学校事情に応じた業務改善の重点化（校務分掌・学校行事・会議の在り方など）

・地域や保護者の理解・協力要請 ・好事例を自校化 ・市小研・中教研・市事務研との連携 ・教職員のアイデアを生かす

視点② 作成物や先行実践を有効活用するための仕組みづくりと意識改革

・教材、指導案、実施計画等を共有する仕組み ・既存の実践を積極的に活用 ・ゼロから作る習慣の打破

視点③ 中学校区や共同実施グループ単位での行動連携を促進

・中学校区で同一日にノー残業デーを実施 ・行事や会議を合同開催 ・区単位での行動連携

視点④ 教員でなくても可能な業務への積極的な外部人材の導入

・学級担任の事務支援ボランティアの活用 ・行事や総合学習、部活動指導への活用促進

視点⑤ 出退校簿を活用した勤務時間の適正化

・個人の長時間労働縮減目標の設定と取組 ・部活動ガイドラインの徹底（休養日の設定）

視点⑥ 定期的な見直しとスクラップアンドビルド

・やめる勇気、やらない判断 ・期限を決めて行う ・減らす仕事と増やす仕事の選択 ・時間対効果



## 平成29年度 全国体力・運動能力，運動習慣等調査について

### 1 調査の目的

子供の体力の状況を把握・分析することとその改善を図る。

### 2 調査に対象とする児童生徒

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象

#### (1) 小学校調査

小学校第5学年，特別支援学校小学部5学年

#### (2) 中学校調査

中学校第2学年，中等教育学校第2学年，特別支援学校中学部第2学年

### 3 調査事項

#### (1) 実技に関する調査

##### ○【8種目】

小学校→握力，上体起こし，長座体前屈，反復横跳び，シャトルラン，  
50m走，立ち幅跳び，ソフトボール投げ

中学校→握力，上体起こし，長座体前屈，反復横跳び，シャトルラン，  
50m走，立ち幅跳び，ハンドボール投げ

#### (2) 質問紙調査（運動習慣，生活習慣等に関する質問紙調査）

※結果は全て新潟市のデータとなります。

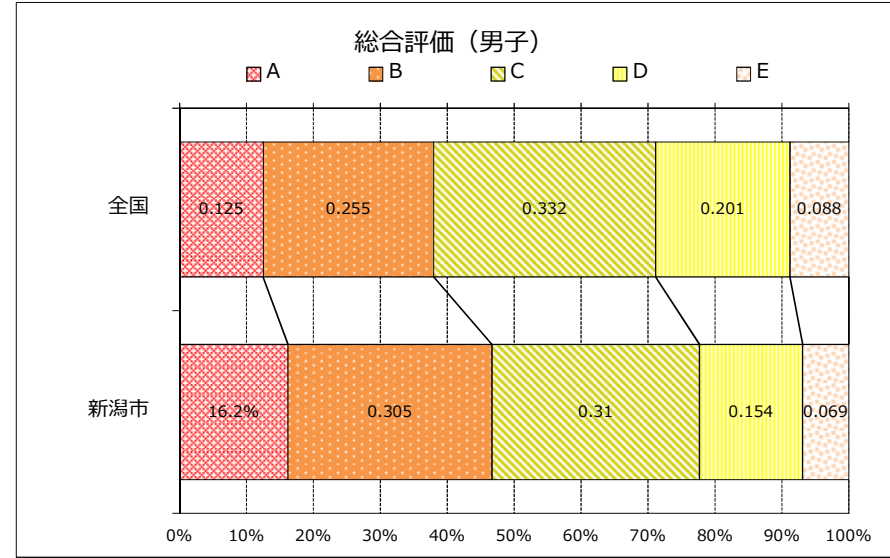
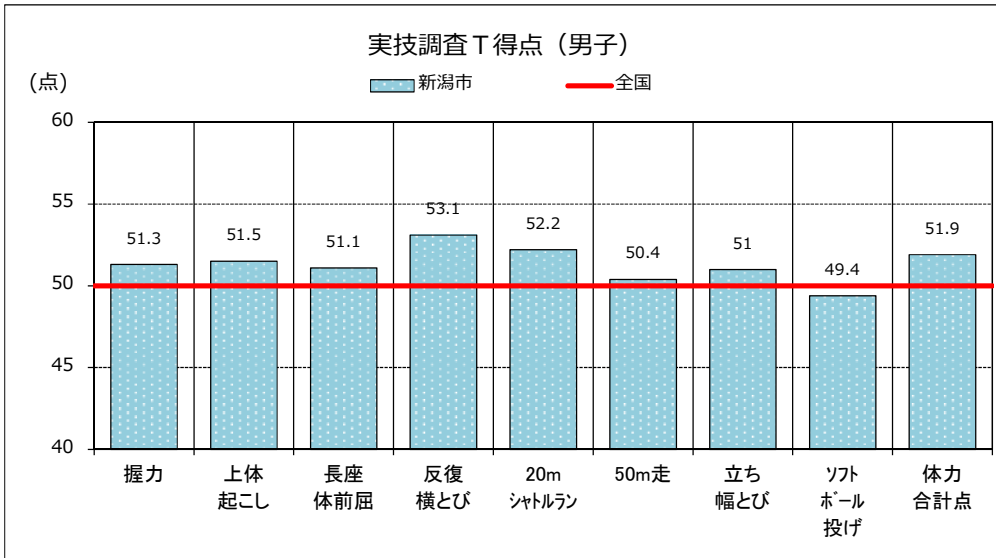
■実技集計

新潟市教育委員会

小学校 5年男子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	529,165	16.51	3.76	50.0	527,709	19.92	5.94	50.0	527,983	33.15	8.13	50.0	525,991	41.95	7.92	50.0
新潟市	3,245	17.00	3.81	51.3	3,239	20.78	6.00	51.5	3,244	34.07	7.55	51.1	3,234	44.41	7.30	53.1

小学校 5年男子	20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	523,386	52.24	21.10	50.0	524,948	9.37	0.96	50.0	526,332	151.71	21.87	50.0
新潟市	3,223	56.88	21.09	52.2	3,224	9.33	0.93	50.4	3,230	153.91	21.10	51.0

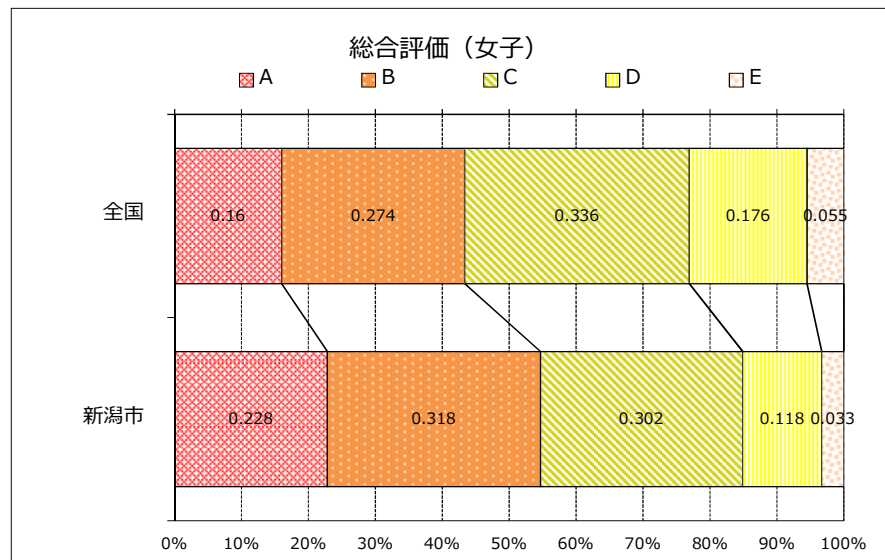
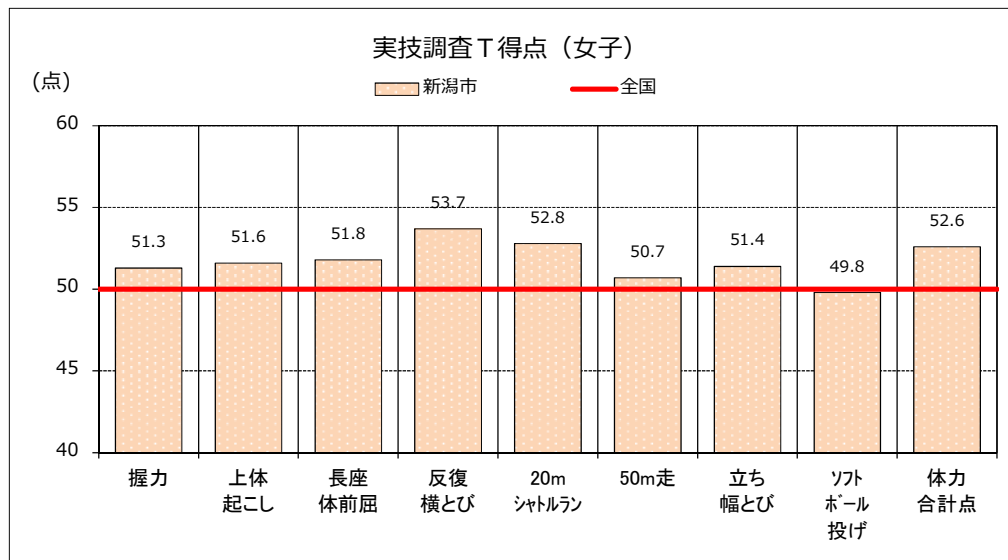
小学校 5年男子	ソフトボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	526,558	22.53	8.18	50.0	502,175	54.16	9.07	50.0	502,175	12.5%	25.5%	33.2%	20.1%	8.8%
新潟市	3,234	22.07	7.88	49.4	3,145	55.84	8.98	51.9	3,145	16.2%	30.5%	31.0%	15.4%	6.9%



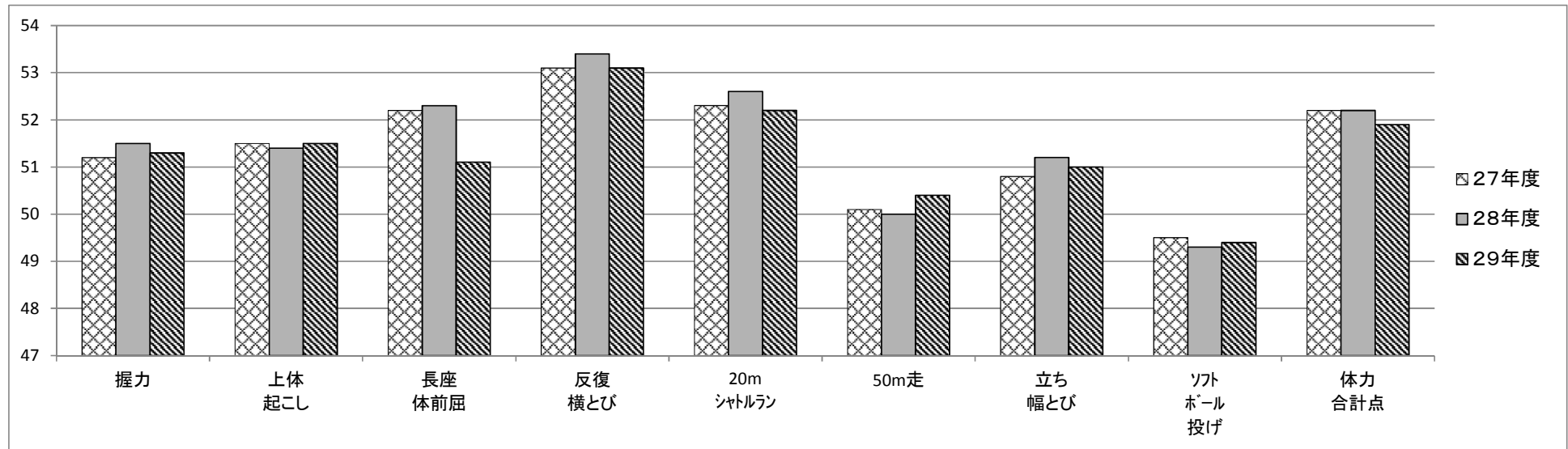
小学校 5年女子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	509,030	16.12	3.77	50.0	507,768	18.81	5.34	50.0	508,039	37.43	8.35	50.0	506,342	40.06	7.16	50.0
新潟市	3,178	16.62	3.73	51.3	3,165	19.64	5.28	51.6	3,173	38.91	7.67	51.8	3,163	42.71	6.70	53.7

小学校 5年女子	20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	503,565	41.62	16.52	50.0	504,916	9.60	0.83	50.0	506,343	145.47	20.70	50.0
新潟市	3,156	46.33	16.56	52.8	3,135	9.55	0.82	50.7	3,160	148.47	20.71	51.4

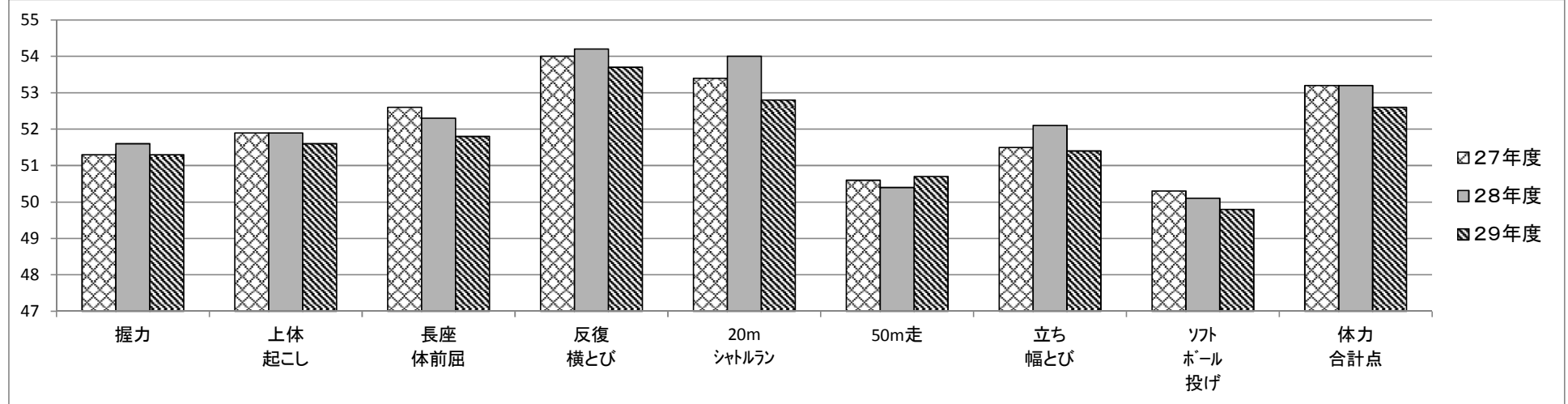
小学校 5年女子	ソフトボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	505,918	13.94	4.85	50.0	485,300	55.72	8.62	50.0	485,300	16.0%	27.4%	33.6%	17.6%	5.5%
新潟市	3,166	13.84	4.40	49.8	3,082	57.98	8.23	52.6	3,082	22.8%	31.8%	30.2%	11.8%	3.3%



小5 男子 経年変化(平成27~29年度)



小5 女子 経年変化(平成27~29年度)





■実技集計

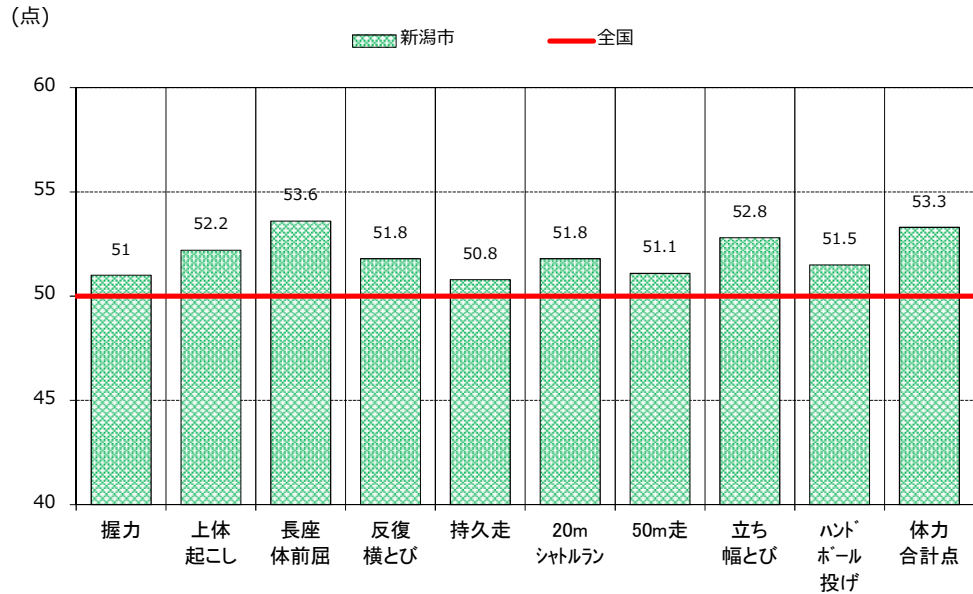
新潟市教育委員会

中学校 2年男子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	483,881	28.89	7.11	50.0	481,443	27.45	6.16	50.0	481,511	43.20	10.51	50.0	478,095	51.89	8.01	50.0
新潟市	3,214	29.56	7.10	51.0	3,196	28.83	6.38	52.2	3,198	46.93	10.93	53.6	3,194	53.32	7.89	51.8

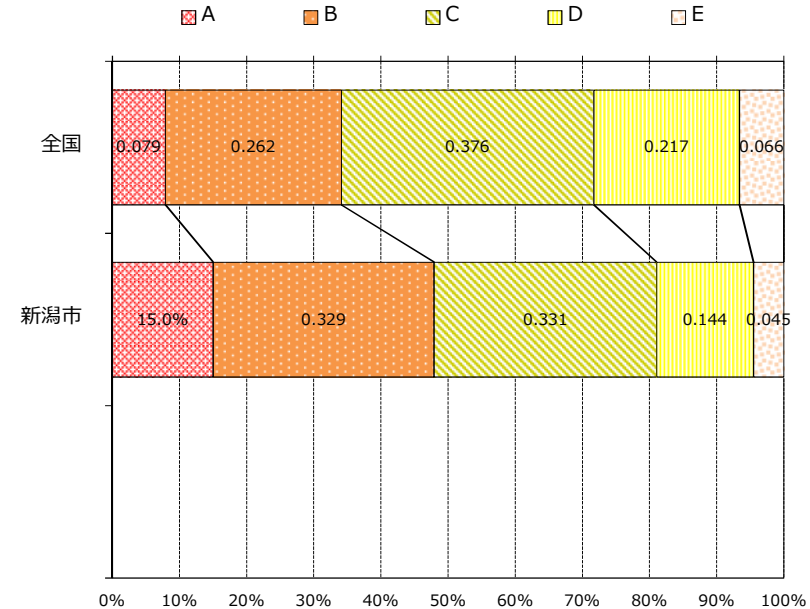
中学校 2年男子	持久走(秒)				20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	238,150	391.23	63.55	50.0	313,699	85.99	24.36	50.0	474,136	7.99	0.85	50.0	477,302	194.54	28.04	50.0
新潟市	180	386.29	45.93	50.8	3,178	90.29	24.19	51.8	3,173	7.90	0.81	51.1	3,195	202.51	27.19	52.8

中学校 2年男子	ハンドボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	477,328	20.56	5.65	50.0	444,313	42.11	10.12	50.0	444,313	7.9%	26.2%	37.6%	21.7%	6.6%
新潟市	3,191	21.43	5.81	51.5	3,063	45.42	10.45	53.3	3,063	15.0%	32.9%	33.1%	14.4%	4.5%

実技調査T得点 (男子)



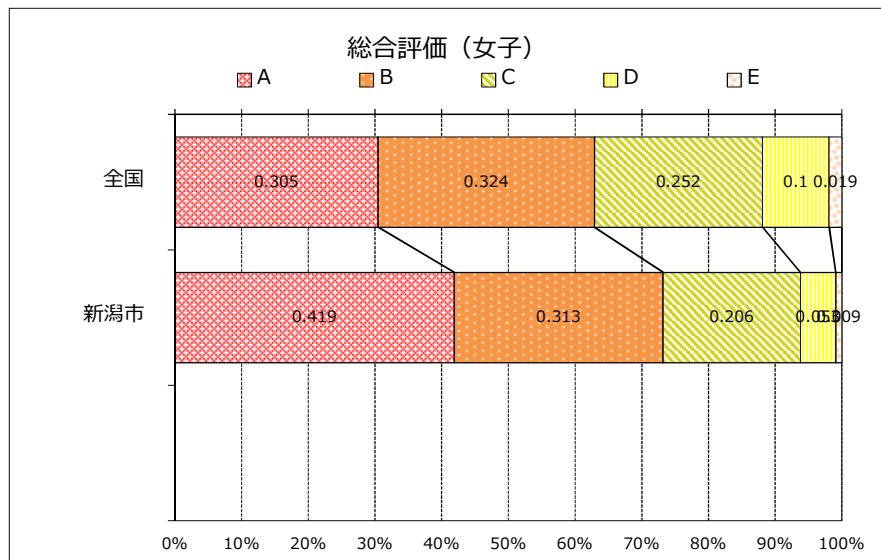
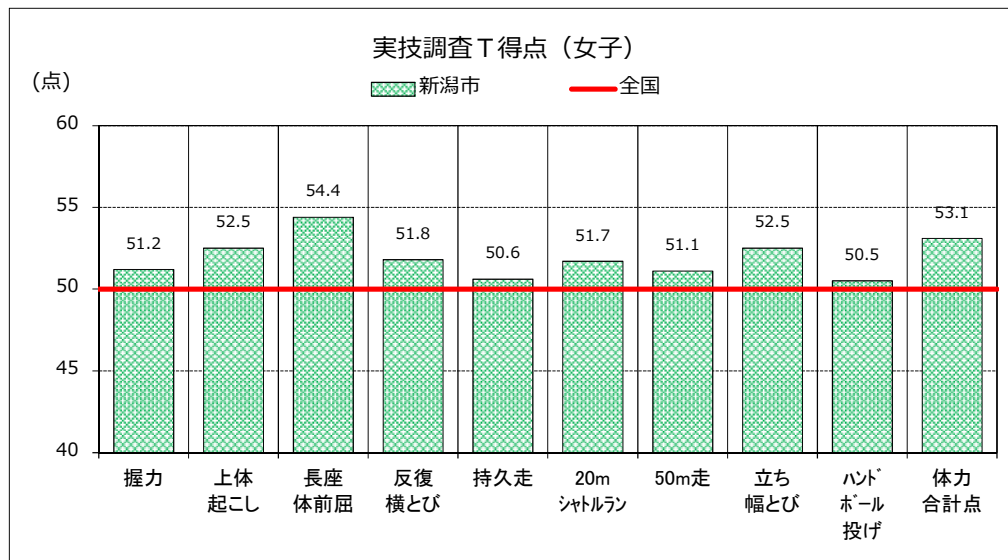
総合評価 (男子)



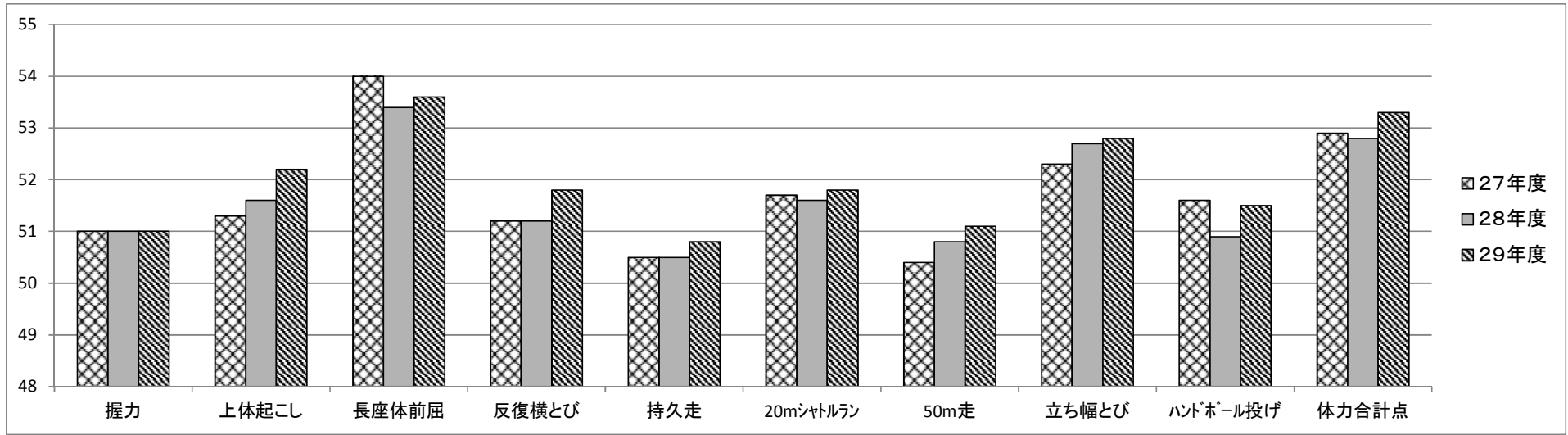
中学校 2年女子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	463,804	23.82	4.58	50.0	461,512	23.73	5.85	50.0	462,367	45.86	9.85	50.0	458,719	46.76	6.74	50.0
新潟市	3,031	24.37	4.57	51.2	3,022	25.19	5.86	52.5	3,021	50.15	10.04	54.4	3,023	47.96	6.36	51.8

中学校 2年女子	持久走(秒)				20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	224,859	287.36	43.22	50.0	299,057	59.14	20.26	50.0	454,383	8.80	0.80	50.0	458,194	168.57	24.66	50.0
新潟市	140	284.79	40.60	50.6	2,983	62.68	19.73	51.7	2,977	8.72	0.76	51.1	3,019	174.79	23.11	52.5

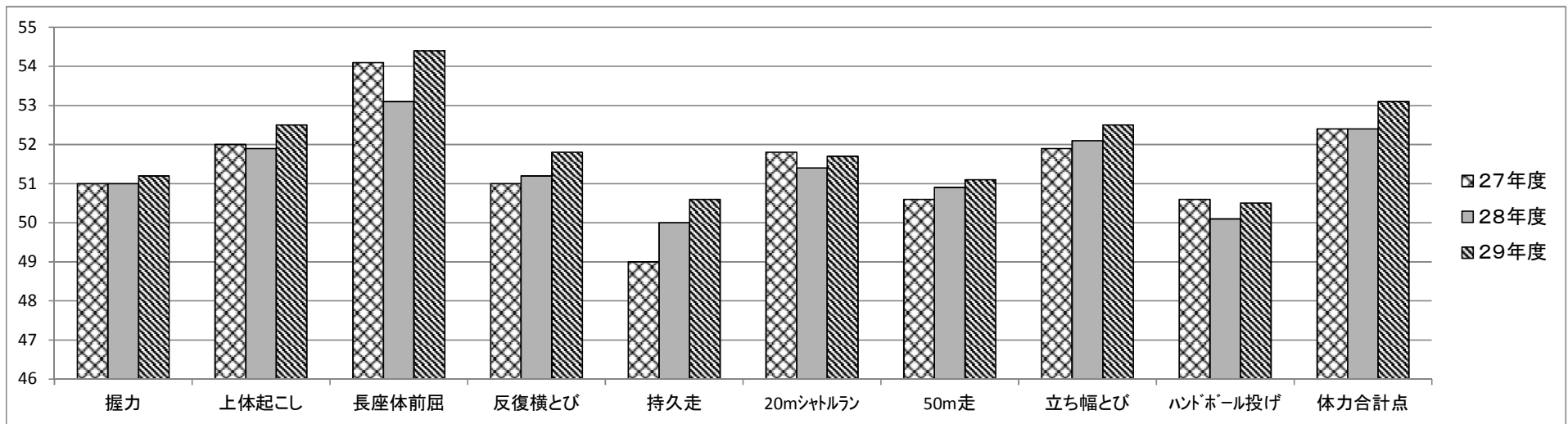
中学校 2年女子	ハンドボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	458,271	12.96	4.14	50.0	427,543	49.97	10.99	50.0	427,543	30.5%	32.4%	25.2%	10.0%	1.9%
新潟市	3,005	13.17	3.97	50.5	2,887	53.42	10.75	53.1	2,887	41.9%	31.3%	20.6%	5.3%	0.9%



中2 男子



中2 女子

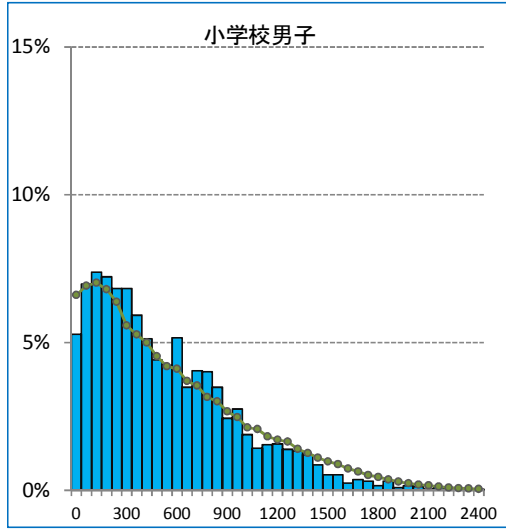


# 1週間の総運動時間分布

(体育の授業を含まない)

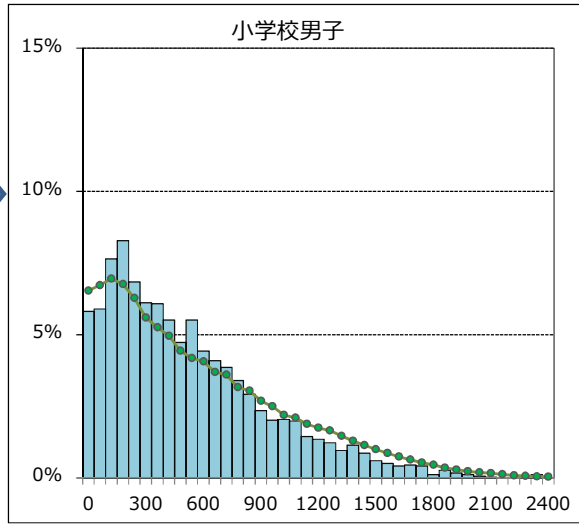
平成27年度

小学校男子



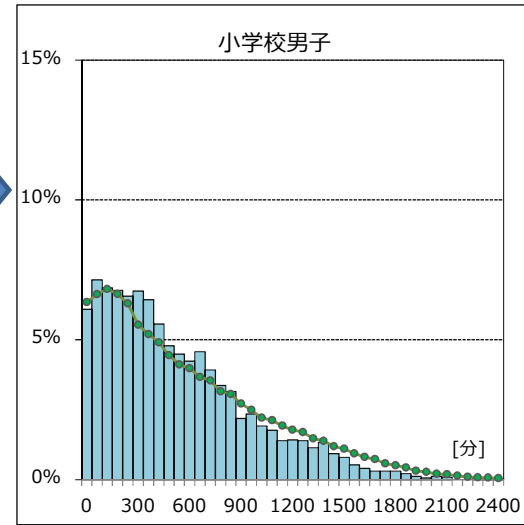
平成28年度

小学校男子



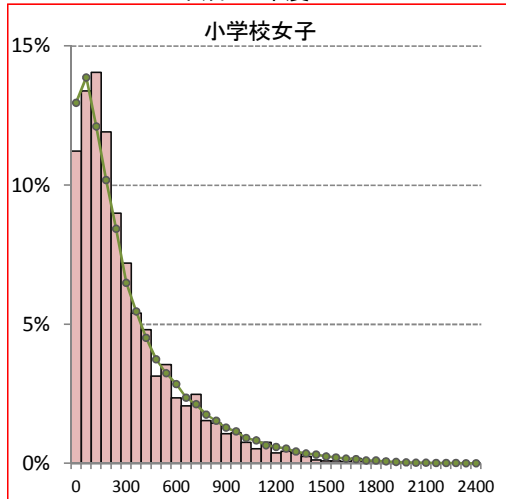
平成29年度

小学校男子



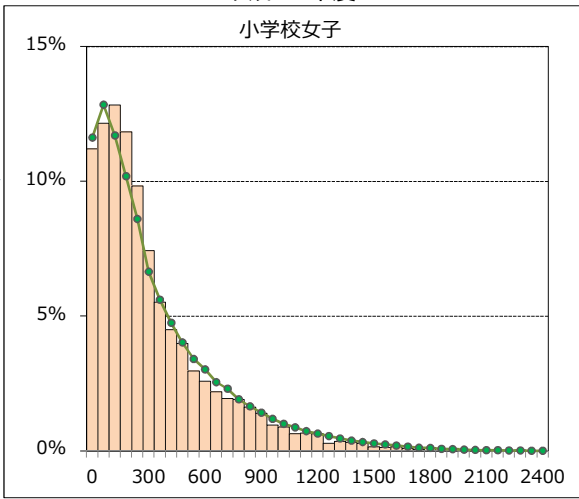
平成27年度

小学校女子



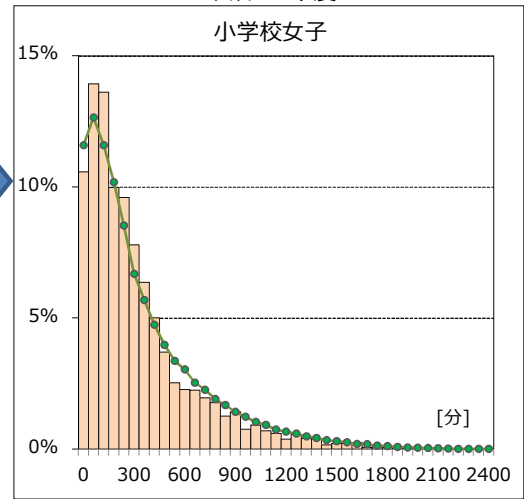
平成28年度

小学校女子



平成29年度

小学校女子

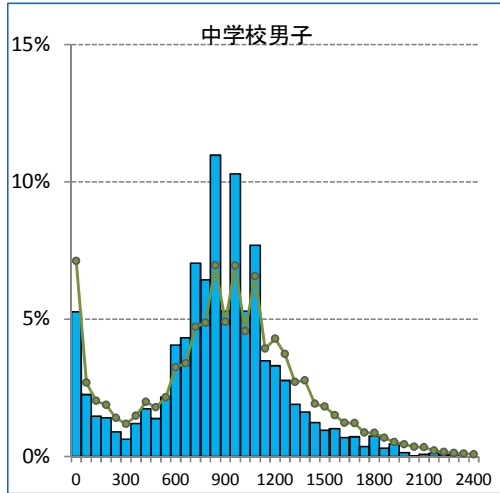


# 1週間の総運動時間分布

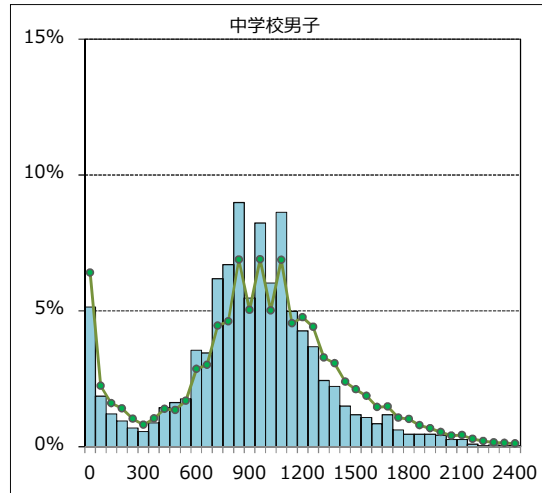
(体育の授業を含まない)

※点線は全国平均

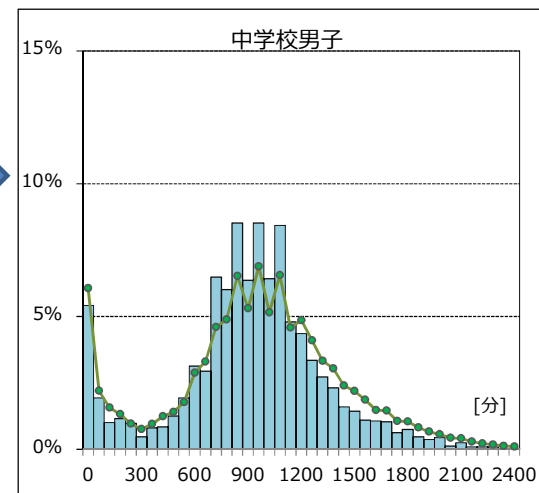
平成27年度



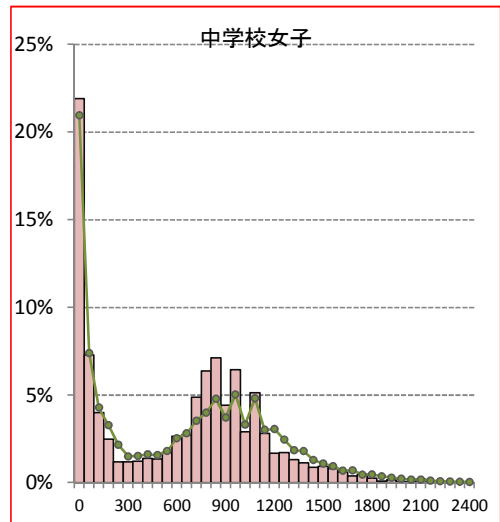
平成28年度



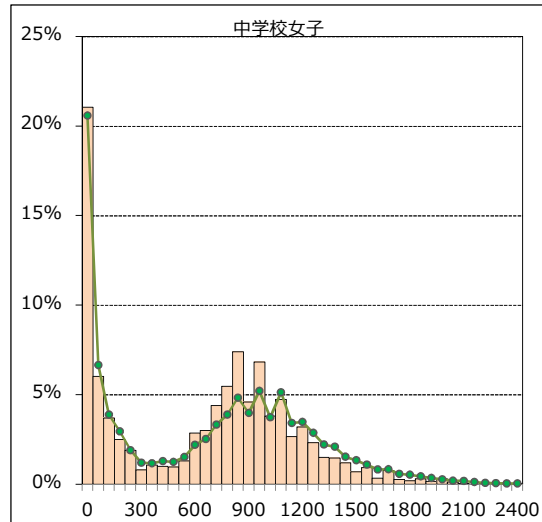
平成29年度



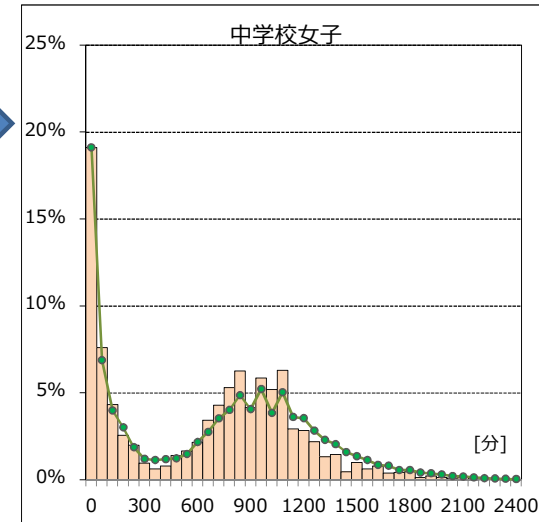
平成27年度



平成28年度



平成29年度

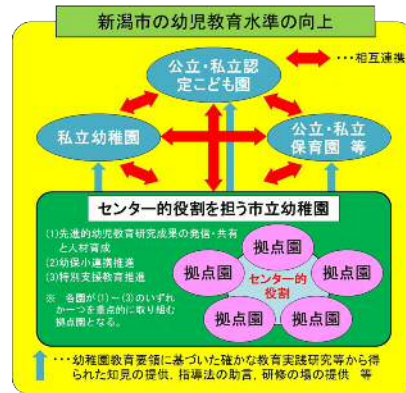


## 新潟市立幼稚園再編実施計画（素案）の概要について

### 1 今後の市立幼稚園が担うセンター的役割

右図のように、市立幼稚園が担うセンター的役割を通じて、他の幼児教育施設と相互連携しながら、新潟市の幼児教育の一層の水準向上を図っていく。

センター的役割の具体は、次の(1)～(3)の3つである。



#### (1) 先進的幼児教育研究成果の発信・共有と人材育成の拠点園

##### 【取組例】

- 定期的な研究発表会の開催と研究成果などのホームページ等での発信
- 教員研修に対する協力（場の提供、教育活動の公開など）
- 他の幼児教育施設教職員からの幼児教育についての相談への対応

#### (2) 幼保小連携推進の拠点園

##### 【取組例】

- 隣接小学校及び同一小学校区の幼児教育施設と連携した新潟市共通接続カリキュラムの実践と検証、及び改善の提言
- 幼稚園・保育園・認定こども園交流事業の実施（幼児と幼児の交流、職員相互の交流）
- 実践や研究成果の発信と共有

#### (3) 特別支援教育推進の拠点園

##### 【取組例】

- 障がいの有無にかかわらず、幼児が共に生活し、共に学び育つ指導の在り方についての研究・実践（個別の教育支援計画の作成と活用、問題行動への支援の在り方など）
- 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と保護者からの特別な配慮を要する幼児についての相談への対応
- 実践や研究成果の発信と共有（研修会の開催など）

### 2 再編の考え方

次の7つの観点から総合的な判断をして閉園対象園を決める。（別紙一覧表参照）

- 充足率
- 小学校の近接状況
- 施設の老朽化
- 避難所や危険区域の指定
- コスト・利用状況
- 教室数
- 周辺の幼児教育施設の状況

### 3 再編年次計画

【実施工程表】

園	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
A	3歳児の募集停止	4歳児の募集停止	年度末閉園					
B		3歳児の募集停止	4歳児の募集停止	年度末閉園				
C		3歳児の募集停止	4歳児の募集停止	年度末閉園				
D			3歳児の募集停止	4歳児の募集停止	年度末閉園			
E			3歳児の募集停止	4歳児の募集停止	年度末閉園			

※ 計画期間中においても、閉園対象の有無に関わらず、個々の園の状況に応じて計画の柔軟な見直しを行う。特に、充足率が低い園においては、閉園の対象とする。

### 4 再編実施計画策定スケジュール

#### 【H29年度】

- H29.10～H30.2
  - 庁内関係部署による「幼稚園再編実施計画検討全体会」を3回開催
  - 庁内担当者による「再編実施計画検討ワーキング」を4回開催
  - 「市立幼稚園再編についての懇談会」を2回開催（外部識者や幼稚園、保育園関係者等からの意見聴取）

- H30.3
  - 2月議会 文教経済常任委員会へ報告【素案】

#### 【H30年度】

- H30.6
  - H30年度第1回総合教育会議にて協議（幼保小連携の在り方等）
- H30.7
  - 各区自治協、各幼稚園保護者へ説明（閉園対象園を明らかにしたうえでの説明）
- H30.9
  - 9月議会 文教経済常任委員会へ報告【確定版】
- H30.10～H30.12
  - 各区自治協、各幼稚園保護者、各関係機関へ【確定版】送付
  - 閉園対象幼稚園保護者説明会

# ◆各園の状況一覧表

3月教育委員会定例会  
平成30年3月14日  
教育総務課 配付資料②

項目		東区	中央区	秋葉区	
		牡丹山幼稚園	沼垂幼稚園	新津第一幼稚園	新津第二幼稚園
基本情報	開園年月	昭和46年4月	大正4年10月	昭和26年4月	昭和26年4月
園児数状況	園児数/定数	64/90	99/165	42/90	43/75
	充足率(過去10年平均)	90.0%	79.1%	76.1%	59.9%
	充足率(過去5年平均)	82.0%	66.2%	69.3%	53.9%
	H29年度充足率	71.1%	60.0%	46.7%	57.3%
幼小連携	小学校との距離	0m(併設)	260m(併設)	30m(併設)	0m(併設)
老朽化	建築年 ※1	S46年 - H20年	S56年	S56年 - H23年	S62年 - H8年
	建替想定時期 ※2	H43年	H53年	H53年	H59年
配置状況	避難所指定 ※3	指定なし	指定なし	指定あり	指定あり
	危険区域 ※4	津波・洪水	津波・洪水	洪水	洪水
利用コスト・利用量 ※5	利用コストの実績 ※6	58.1万円/人/年	91.0万円/人/年	76.0万円/人/年	75.9万円/人/年
	①利用コストの偏差値	57.3	43	49.5	49.6
	利用量の実績 ※7	11.5㎡/人	20.1㎡/人	16.0㎡/人	27.3㎡/人
	②利用量の偏差値	58.4	43.5	50.5	31.2
教室数	普通教室数	4	8	4	4
周辺の幼児教育施設	①半径10 <sup>分</sup> 以内 私立幼稚園等の園数	31園	35園	3園	2園
	②半径10 <sup>分</sup> 以内 市立幼稚園の園数	2園	2園	6園	6園
	①・②合計の充足率	79.2%	82.6%	65.9%	66.4%

※1 複数棟施設の場合、最も古い棟の建築年からもっとも新しい棟の建築年を記載。

※2 鉄筋コンクリート及び鉄筋造を60年、木造及び計量鉄骨造を40年と想定して算出。複数棟施設は、面積が最大の棟を基準とする。

※3 避難所指定されている施設。

※4 危険区域に指定されている箇所にある施設。津波:新潟市津波ハザードマップより。洪水:新潟市ハザードマップより。

秋葉区					西区
新津第三幼稚園	結幼稚園	市之瀬幼稚園	小合東幼稚園	小須戸幼稚園	西幼稚園
昭和52年4月	昭和26年7月	昭和27年5月	昭和34年4月	昭和47年4月	昭和51年4月
80/90	93/160	52/75	24/75	45/75	34/90
94.1%	76.9%	69.3%	42.2%	59.8%	69.5%
93.3%	67.0%	76.8%	43.5%	57.6%	62.7%
88.9%	58.1%	69.3%	32.0%	60.0%	37.8%
40m(併設)	220m(併設)	2,300m(遠隔)	5m(近隣)	550m(近隣)	240m(近隣)
S53年 - H14年	S47年 - H24年	S33年 - H25年	H4年	S47年 - H7年	S51年 - S54年
H50年	H24年	H10年	H64年	H44年	H48年
指定あり	指定あり	指定あり	指定あり	指定あり	指定なし
洪水	洪水	洪水	洪水	洪水	なし
47.8万円/人/年	49.0万円/人/年	65.8万円/人/年	115.7万円/人/年	72.4万円/人/年	116.6万円/人/年
61.8	61.3	53.9	32.3	51.1	31.9
11.6㎡/人	8.5㎡/人	8.8㎡/人	19.9㎡/人	17.8㎡/人	14.5㎡/人
58.1	63.5	63.1	43.9	47.5	53.2
4	7	3	3	4	4
4園	9園	20園	4園	2園	11園
6園	6園	8園	6園	6園	0園
62.5%	78.6%	79.4%	65.9%	68.7%	93.7%

※5 数値は、平成28年度の「新潟市財産白書」から引用。

※6 施設に係る純経費(市の支出計-市の収入計)/園児数。また、偏差値は各園の平均値を50とし表記。

※7 使用面積/園児数。また、偏差値は各園の平均値を50とし表記。

H30. 3. 7 時点

# 新潟市立幼稚園再編実施計画 (素案)

平成 30 年 4 月  
新潟市教育委員会



# 目 次

---

第1章	市立幼稚園の役割と再編の方針	1
1	これまでの市立幼稚園の役割	
2	再編にあたっての教育委員会の方針	
第2章	市立幼稚園が担うセンター的役割	3
1	センター的役割の方向性	
2	センター的役割の具体	
(1)	先進的幼児教育研究成果の発信・共有と人材育成の拠点園	
(2)	幼保小連携推進の拠点園	
(3)	特別支援教育推進の拠点園	
第3章	再編のスケジュール	6
1	再編の考え方	
2	再編年次計画	
3	中・長期を見据えた検討	
4	跡地利用の可能性	

# 第1章 市立幼稚園の役割と再編の方針

## 1 これまでの市立幼稚園の役割

近年、全国的に少子化が急速に進み、核家族化や女性の社会進出の進展など個人の価値観やライフスタイルが多様化する中、幼児児童を巡る様々な環境も変化してきている。また、生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期における教育の重要性はもとより、今日、改めて、地域社会、家庭、幼児教育施設等でのさらなる教育力の向上を図り、環境の変化に対応して、それぞれが教育機能を発揮しつつ、総合的に幼児教育を提供する必要性が指摘されている。

このような社会状況の下、本市においては、平成27年、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」を策定し、それに基づく分野別計画の新潟市子ども・子育て支援事業計画「新すこやか未来アクションプラン」及び「新潟市教育ビジョン第3期実施計画」において、幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の推進を掲げ、全市を挙げて施策を展開しているところである。

これまですべての市立幼稚園では、幼小の円滑な接続に関する取組を実施するとともに、研究・実践についても「目指す姿」を具体的に設定して、その具体化に向けての取組を進めてきた。また、市立幼稚園11園からなる新潟市幼稚園教育研究協議会においては、共通のテーマを設定し、研究の成果と課題について共有し、質の高い幼児教育の研究・実践や研修に組織的・計画的に取り組んできた。これらの取組から得られた知見を公開研究保育や公開研修会等を通じて発信・普及することで、他の幼児教育施設<sup>\*1</sup>も含めた新潟市の幼児教育の質の向上に一定の役割を果たしてきた。

## 2 再編にあたっての教育委員会の方針

今日、社会環境や幼児を取り巻く環境の変化があり、本市の幼児教育を推進する上で、改めて、次頁のような重点的に解決すべき4つの課題が浮かび上がってきた。

### ① 環境の変化に対応した幼児教育の提供

幼児を取り巻く様々な環境の変化，家庭・地域社会の教育力の低下が指摘されている。このことに対応するため，家庭・地域社会・他の幼児教育施設との連携を一層図りながら，幼児教育を提供することが必要である。

### ② 言語表現能力や集団とのかかわりの中で自己発揮する力の育成

様々な経験を通して，言語表現能力や集団とのかかわりの中で自己発揮する力の育成の必要性が指摘されている。幼児期は，身体表現から主に言語表現による伝え合いへと変化していく時期にあたることから，話すこと，聞くことを中心に友達と伝え合うことや，みんなで話し合うことの楽しさや，聞こうとする意欲や態度を育てる指導の充実を図ることが必要である。

### ③ 小学校教育との連携の推進

発達や学びの連続性を確保する観点から，幼児期における教育と小学校教育との円滑な接続を図り，よりよい教育課程を編成していく必要がある。

### ④ 特別な配慮を要する幼児に対応するための取組

特別な配慮を要する幼児に対する早期支援の充実を図るとともに，障がいの有無にかかわらず，幼児が共に生活し，協同する経験を積み重ねる中で，共に学び育つ指導のあり方について，各教育関係機関が連携して取り組む必要がある。

市立幼稚園はこれらの課題を解決し，家庭・地域社会と協力しながら，他の幼児教育施設と連携を図り，本市の幼児教育水準のさらなる向上に向けて，取組を推進していく役割が求められている。

しかしながら，市立幼稚園の中には，充足率の低下が進み，幼児教育の研究を推進するのに必要な一定数以上の園児数を確保することができていない園もある。また，平成27年7月に策定された「新潟市財産経営推進計画」においては，施設運営における検討課題として，幼稚園，保育園の「サービス機能」「多機能化・複合化」「施設の見直し」があがり，統廃合について提起されている。

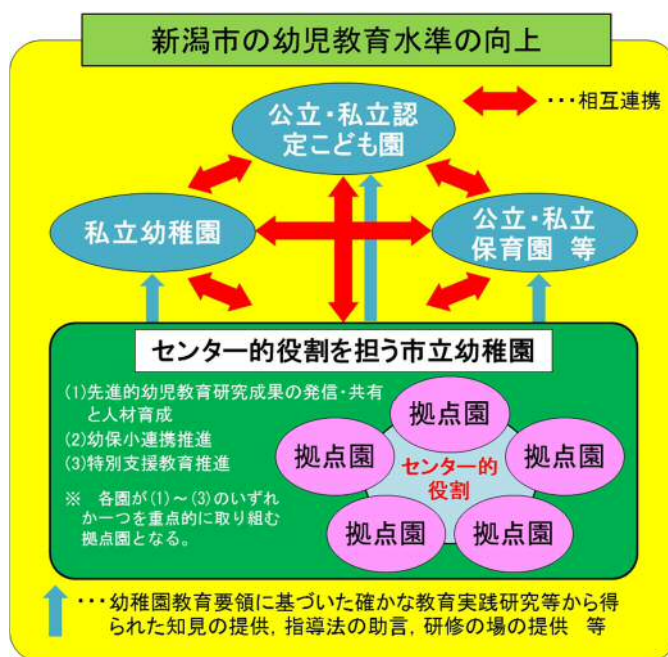
以上のことから，市立幼稚園に期待される今後の役割を確保しつつ，本市の厳しい財政状況の中，将来世代に過度な負担を強いることのないよう，市立幼稚園の再編を行うこととした。

今後，市立幼稚園は，現在の幼稚園数を半数程度に再編することで，重点的に取り組むべき教育内容の「選択」と，施設や人材等の教育環境の効果的な「集中」を図り，国が目指す幼児教育の先進的な実践や普及に努める等，他の幼児教育施設のモデルとなることも含めた，センター的役割<sup>※2</sup>を担う幼稚園の機能を実践する。

## 第2章 市立幼稚園が担うセンター的役割

### 1 センター的役割の方向性

市立幼稚園は、これまでも質の高い研究と実践を行い、研究発表会等を通じて成果を広めることを通して、本市の幼児教育において、先導的な役割を果たしてきた。再編により様々な資源を集約した市立幼稚園においては、引き続き、第1章第2項で示す本市が重点的に解決すべき①～④の課題を解決していくことが責務となる。とりわけ、全市的な課題である「言語表現能力や集団とのかかわりの中で自己発揮する力の育成」については、これを本市の目指す子どもの姿としてとらえ、組織的・計画的に取組を推進していく必要がある。また、次項に示す市立幼稚園が担うセンター的役割の具体的取組を通じて他の幼児教育施設と相互連携<sup>※3</sup>しながら、幼児教育の一層の水準向上を図っていく。



### 2 センター的役割の具体

前項のように、本市が重点的に解決すべき課題①～④については、全ての市立幼稚園において日常の教育活動の中で取り組んでいく。とりわけ、課題②～④は、それぞれに対応した拠点園を設置し、解決を図る。

(1)～(3)に、各拠点園の具体的な取組の例を示す。効果的に課題解決ができるよう、各園で取組を検討し、実践を進める。

## (1) 先進的幼児教育研究成果の発信・共有と人材育成の拠点園

文部科学省の示した新幼稚園教育要領に基づいた幼児教育の振興を図るとともに、新潟市が重点的に解決すべき課題②に位置付けている「言語表現能力や集団とのかかわりの中で自己発揮する力の育成」を解決するために、日々の教育実践に役立つ実践研究に取り組み、実践研究の成果は、市立幼稚園・他の幼児教育施設の教職員に発信し、共有していく。また、保護者や一般市民にもその成果を発信し、幼稚園教育・幼児教育の重要性を伝えていく。

また、実践研究を通して、幼稚園教諭等の資質・能力の向上を図り、幼児教育の推進を図る人材の育成に寄与していく。

先進的幼児教育研究成果の発信・共有と人材育成のセンター的役割を担う幼稚園として、例えば以下のような取組を行う。

- ・定期的な研究発表会の開催と、研究成果などのホームページ等での発信
- ・教員研修に対する協力（場の提供、教育活動の公開など）
- ・他の幼児教育施設教職員からの幼児教育についての相談への対応

## (2) 幼保小連携<sup>※4</sup>推進の拠点園

新幼稚園教育要領等に「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が明記されるなど、幼保小連携の重要性に対する認識が高まっている。本市においても、平成32年度より新潟市共通接続期カリキュラムに基づいた幼児教育が全市展開される。新潟市が重点的に解決すべき課題③に位置付けている「小学校教育との連携の推進」を解決するために、幼保小連携及び幼保こ交流<sup>※5</sup>の拠点となる。

市立幼稚園は、同じ公立である小学校との連携を活かしやすいことや教育委員会とのネットワークなど、公立ならではの特性をもっている。この特性を活かしながら、幼児教育と小学校教育の滑らかな接続を図り、学びをつなげるための実践研究を進める。

幼保小連携のセンター的役割を担う幼稚園として、例えば以下のような取組を行う。

- ・隣接小学校及び同一小学校区の幼児教育施設と連携した新潟市共通接続期カリキュラムの実践

と検証，及び改善の提言

- ・幼稚園・保育園・認定こども園交流事業の実施（幼児相互の交流，職員相互の交流）
- ・実践や研究成果の発信と共有

### (3) 特別支援教育推進の拠点園

新潟市が重点的に解決すべき課題④に位置付けている「特別な配慮を要する幼児に対応するための取組」を解決するために，特別な配慮を要する幼児への対応の在り方について研究を行い，早期支援の充実を図るとともに，障がいの有無にかかわらず，幼児が共に生活し，協同する経験を積み重ねる中で共に育っていく保育の在り方について研究推進の拠点となる。

特別支援教育のセンター的役割を担う幼稚園として，例えば以下のような取組を行い，市立幼稚園及び他の幼児教育施設における特別支援教育の充実に努めていく。

- ・障がいの有無にかかわらず，幼児が共に生活し，共に学び育つ指導の在り方についての研究・実践（個別の教育支援計画の作成と活用，問題行動への支援の在り方など）
- ・幼稚園教諭・保育士・保育教諭等，保護者からの特別な配慮を要する幼児についての相談への対応
- ・実践や研究成果の発信と共有（研修会の開催など）

※1 私立の幼稚園，公立・私立保育園，公立・私立認定こども園等

※2 文部科学省の示す幼稚園教育要領に基づいた確かな教育を実践し，人材育成のための研修機会の提供，他の幼児教育施設への助言・情報提供などを行い，本市幼児教育の水準向上に資すること。

※3 市立幼稚園や他の幼児教育施設のそれぞれの特長を生かした取組の成果を共有したり，新潟市共通接続期カリキュラムを着実に進めたりすること。

※4 新潟市では，小学校と公私立幼稚園，公立・私立保育園，公立・私立認定こども園等との連携を進めている。

※5 同一小学校区内の私立の幼稚園，公立・私立の保育園，公立・私立認定こども園等を対象とした幼児教育機関同士の交流

### 1 再編の考え方

市立幼稚園10園の状況が様々であることから、一園一園丁寧に検討を進めることが適切と考えるが、基本的には次のような観点から、総合的な判断をしていくものとする。

#### ◇充足率（定員に対する園児数の割合）について

教育・研究実践に取り組むためには、一定数以上の園児数が必要であるため、充足率を検討の観点とする。文部科学省による幼稚園設置基準や公益法人 全国幼児教育研究会の研究から、本市では、教育効果が高まる良好な教育環境の保障のためには、4・5歳児1学級20人、3歳児1学級10人を下回らないことが好ましく標準的な規模と考える。

このことから、充足率の低い園を再編の検討対象とする。

#### ◇小学校の近接状況（小学校との連携のし易さ）について

幼児期における教育と小学校教育の円滑な接続に関する教育・研究実践に取り組むために、小学校との連携が図りやすい立地条件も検討の判断材料とする。

#### ◇施設の老朽化について

各幼稚園舎の建築年や、建替想定時期を検討の判断材料とする。

#### ◇避難所や危険区域の指定について

園舎が避難所の指定を受けているか、危険区域にある施設かも検討の判断材料とする。

◇コスト・利用状況について

本市の決算状況や、施設の利用状況調査から得られた情報を、検討の判断材料とする。

◇教室数について

標準的な規模に対応可能な教室数についても検討の判断材料とする。

◇周辺の幼児教育施設の状況について

各市立幼稚園から、半径10キロ以内にある私立幼稚園・私立認定こども園・市立幼稚園の園数や、その充足率を確認する。

以上の観点及び園の所在地の偏り等をふまえ、総合的に検討をした結果、現時点では5園を閉園対象とする。

## 2 再編年次計画

閉園にあたっては、在園児や保護者に大きな影響が生じないように、直ちに園児募集を停止するのではなく、将来的な閉園について十分な周知を行ったうえで、下の実施工程表に基づき、段階的な募集停止を経て、在園児がすべて卒園した時点で実施する。

【実施工程表】

園	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
A	3歳児の募集停止	4歳児の募集停止	年度末閉園					
B		3歳児の募集停止	4歳児の募集停止	年度末閉園				
C		3歳児の募集停止	4歳児の募集停止	年度末閉園				
D			3歳児の募集停止	4歳児の募集停止	年度末閉園			
E			3歳児の募集停止	4歳児の募集停止	年度末閉園			



### 3 中・長期を見据えた検討

この計画では平成31年度以降、半数程度の市立幼稚園の再編を進めるが、充足率の変動や社会情勢の変化は十分に予想される。計画期間中においても、閉園対象の有無に関わらず、個々の園の状況に応じて計画の柔軟な見直しを行うものとする。特に、充足率が低い園においては、閉園の対象とする。

### 4 跡地利用の可能性

閉園後の跡地及び施設については、市長部局の関係部署と連携を図りながら、地域の要望も踏まえたうえで、下記の例のような有効な活用を検討する。

- ・公的な子ども関連施設
- ・その他の公的な施設
- ・民間への売却（土地・建物）
- ・民間への貸付（土地・建物）

## 資料編

- ・ 各園の状況一覧表 . . . . . 1 頁
- ・ 市立幼稚園再編についての懇談会 . . . 3 頁
- ・ 方針(案)パブリックコメント報告 . . . 4 頁

## ◆各園の状況一覧表

項目		東区	中央区	秋葉区	
		牡丹山幼稚園	沼垂幼稚園	新津第一幼稚園	新津第二幼稚園
基本情報	開園年月	昭和46年4月	大正4年10月	昭和26年4月	昭和26年4月
園児数状況	園児数/定数	64/90	99/165	42/90	43/75
	充足率(過去10年平均)	90.0%	79.1%	76.1%	59.9%
	充足率(過去5年平均)	82.0%	66.2%	69.3%	53.9%
	H29年度充足率	71.1%	60.0%	46.7%	57.3%
幼小連携	小学校との距離	0m(併設)	260m(併設)	30m(併設)	0m(併設)
老朽化	建築年 ※1	S46年 - H20年	S56年	S56年 - H23年	S62年 - H8年
	建替想定時期 ※2	H43年	H53年	H53年	H59年
配置状況	避難所指定 ※3	指定なし	指定なし	指定あり	指定あり
	危険区域 ※4	津波・洪水	津波・洪水	洪水	洪水
利用コスト・利用量 ※5	利用コストの実績 ※6	58.1万円/人/年	91.0万円/人/年	76.0万円/人/年	75.9万円/人/年
	①利用コストの偏差値	57.3	43	49.5	49.6
	利用量の実績 ※7	11.5㎡/人	20.1㎡/人	16.0㎡/人	27.3㎡/人
	②利用量の偏差値	58.4	43.5	50.5	31.2
教室数	普通教室数	4	8	4	4
周辺の幼児教育施設	①半径10 <sup>キ</sup> 以内 私立幼稚園等の園数	31園	35園	3園	2園
	②半径10 <sup>キ</sup> 以内 市立幼稚園の園数	2園	2園	6園	6園
	①・②合計の充足率	79.2%	82.6%	65.9%	66.4%

※1 複数棟施設の場合、最も古い棟の建築年からもっとも新しい棟の建築年を記載。

※2 鉄筋コンクリート及び鉄筋造を60年、木造及び計量鉄骨造を40年と想定して算出。複数棟施設は、面積が最大の棟を基準とする。

※3 避難所指定されている施設。

※4 危険区域に指定されている箇所にある施設。津波:新潟市津波ハザードマップより。洪水:新潟市ハザードマップより。

秋葉区					西区
新津第三幼稚園	結幼稚園	市之瀬幼稚園	小合東幼稚園	小須戸幼稚園	西幼稚園
昭和52年4月	昭和26年7月	昭和27年5月	昭和34年4月	昭和47年4月	昭和51年4月
80／90	93／160	52／75	24／75	45／75	34／90
94.1%	76.9%	69.3%	42.2%	59.8%	69.5%
93.3%	67.0%	76.8%	43.5%	57.6%	62.7%
88.9%	58.1%	69.3%	32.0%	60.0%	37.8%
40m(併設)	220m(併設)	2,300m(遠隔)	5m(近隣)	550m(近隣)	240m(近隣)
S53年 - H14年	S47年 - H24年	S33年 - H25年	H4年	S47年 - H7年	S51年 - S54年
H50年	H24年	H10年	H64年	H44年	H48年
指定あり	指定あり	指定あり	指定あり	指定あり	指定なし
洪水	洪水	洪水	洪水	洪水	なし
47.8万円/人/年	49.0万円/人/年	65.8万円/人/年	115.7万円/人/年	72.4万円/人/年	116.6万円/人/年
61.8	61.3	53.9	32.3	51.1	31.9
11.6㎡/人	8.5㎡/人	8.8㎡/人	19.9㎡/人	17.8㎡/人	14.5㎡/人
58.1	63.5	63.1	43.9	47.5	53.2
4	7	3	3	4	4
4園	9園	20園	4園	2園	11園
6園	6園	8園	6園	6園	0園
62.5%	78.6%	79.4%	65.9%	68.7%	93.7%

※5 数値は、平成28年度の「新潟市財産白書」から引用。

※6 施設に係る純経費(市の支出計－市の収入計)/園児数。また、偏差値は各園の平均値を50とし表記。

※7 使用面積/園児数。また、偏差値は各園の平均値を50とし表記。

## 市立幼稚園再編についての懇談会

### 1 目的

識者や幼稚園・保育園関係者などから幅広く意見聴取を行い，市立幼稚園再編実施計画の策定に活用する。

### 2 構成員（7名）

（敬称略，50音順）

氏名	役職
斎藤 聖治	新潟市私立幼稚園・認定こども園協会会長（二葉幼稚園）
田中 琢也	新潟県国公立幼稚園PTA連絡協議会会長（沼垂幼稚園）
仲 真人	新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科准教授
根岸 恵美	新潟市立幼稚園長会会長（沼垂幼稚園）
長谷川 敬子	上越教育大学学校教育実践研究センター特任教授
長谷川 豊	新潟市立幼稚園長会副会長（新津第一幼稚園）
平澤 正人	新潟市保育会会長（吉田保育園）

### 3 開催予定

期日		内容
第1回	平成30年 1月23日（火）	・市立幼稚園再編実施計画の内容について
第2回	平成30年 2月8日（木）	・市立幼稚園再編についての懇談会の意見のまとめ

市立幼稚園の今後の方向性  
～果たすべき役割と再編の方針～（案）に対する  
市民意見募集（パブリックコメント）報告について

新潟市教育委員会  
教育総務課教育政策室

1. 市民意見募集（パブリックコメント）の実施概要

(1) 実施期間

平成 29 年 2 月 20 日（月曜）～平成 29 年 3 月 21 日（火曜）

(2) 意見提出数

提出者数 54 人 意見件数 90 件

(3) 提出方法

窓口 44 人 FAX 4 人 メール 6 人

(4) 広報手段

- ・ 市報にいがた，市ホームページに掲載
- ・ 市政情報室，教育総務課，各区役所地域課，各出張所，各教育支援センター，各地域子育て支援センター，各市立幼稚園，中央公民館，ほんぼーと（中央図書館）で配布，閲覧
- ・ 市立小学校，中学校に配布

(5) 結果公表日

平成 29 年 4 月 28 日（金）

(6) 結果公表場所

- ・ 市ホームページ
- ・ 市政情報室，教育総務課，各区役所地域課，各出張所，各教育支援センター，各地域子育て支援センター，各市立幼稚園，中央公民館，ほんぼーと（中央図書館）

## 2. 寄せられたご意見と新潟市教育委員会の考え方

意見件数 90 件

(内訳)

- ・再編の方針（案）について 36 件
- ・その他 8 件
- ・各園についての意見・要望 46 件

### ◆再編の方針（案）について

頁	意見か所	意見，修正案等	市の考え方	修正有無
-	はじめに	地域コミュニティの弱体化とあるが以前より強化されていると思う。教育関係者はもっと地域に降りてきて話し合い，地域の姿をつぶさに見る必要がある。（簡単に言葉を使わないで！）	「地域コミュニティの弱体化」とは，過去における地域コミュニティの状況と比較し，全国的・一般的な傾向として記載したものです。本市においてはご指摘のとおり，近年地域コミュニティの強化が進んでいるものと認識しています。今後もより一層，地域の皆様のご意見を丁寧に向いながら，再編計画を進めていきます。	無
P1 ~2	第1章 1 少子化の 進展	保育園は長い保育時間を確保しているが幼稚園が出来ない理由は何か？ニーズに対応しようとする姿勢の欠如からではないか？	市立幼稚園は幼児教育の研究と実践の場であり，その成果を他の幼児教育施設に啓発・普及していくことを役割としており，今後は再編により更にその役割を強化していきます。長時間保育などによる子育て支援は，こども未来部が中心となり新潟市全体でスピードをあげて対応しています。	無
P5 ~6	第1章 3 本市の諸計画における幼児教育の位置づけ	検討課題（P15,16に記載）等，検討課題がどこに記載されているかを入れる。誰が読んでも分かるようにする努力をすること。特に素人には。	ここでいう検討課題とは，「新潟市財産経営推進計画」における検討課題を指し，P6の中段の図中に説明がありますが，分かりやすいように，P6の最後の2行を下記のとおり修正します。 このような方針の基，新潟市財産経営推進計画では，幼稚園・保育園について，「サービス機能」「多機能化・複合化」「施設の見直し」という面からの施設運営における検討課題（上図参照）を挙げている。	有

頁	意見か所	意見, 修正案等	市の考え方	修正有無
P6	〃	「施設の見直し」でも公立の役割を分担するとありますが, 分担ではなく, 役割は対等です。役割を分断するように感じられ「役割を担う」程度の表現ではないかと思えます。	「役割分担」という表現については, 「新潟市財産経営推進計画 公共施設マネジメント編」で使用されている表現を用いています。	無
P6	〃	行政コストや将来負担などの情報を市民と共有して, 真に必要な分野を「選択」し, 限られた経営資源の「集中」を図っていくことが示されている。→「選択」・「集中」とあるが, 具体性に欠ける。	P19 1「再編の方針」9~10 行目に記載のとおりです。	無
P9	第2章 2(2) 中之口幼稚園の現状	中之口幼稚園は平成 30 年度から ※保育所型認定こども園へ移行することとなった。 →※に以下内容を追加。(幼稚園が, 保育所型認定こども園になるという誤解を避けるため) 「隣接のなかのくち保育園と統合し, 」	ご指摘のような誤解を避けるため修正します。	有
P9	類似施設という表現 P9 10 行目 P20 20 行目 P22 7 行目	市立幼稚園と私立幼稚園, 保育園, 認定こども園等の施設は, 幼児教育, 保育時間, 保育料等の面で大きな違いがあるのでは。「類似施設」という表現は, 適しているのか。	他の幼児教育施設に修正します。	有
P9	類似施設という表現	今の市立幼稚園のように幼保小連携を密にしている施設は他にないと思うので類似施設という表現は間違っている。		
P10	第2章 3 全幼児数に対する市立幼稚園の就園割合	幼稚園, 保育園(各市立・私立), 認定こども園の違いを一覧表でわかりやすく説明してほしい。また P10 の認定こども園の 1 号認定とは?用語説明を注記するか最後に用語説明として纏め添付してほしい。	幼稚園, 保育園(各市立・私立), 認定こども園の違いがわかる一覧表を資料編の「資料 5」に記載します。また, その一覧表に 1 号認定~3 号認定の用語の説明を記載します。	有
P13	第2章 5(2) 本市財政負担額その他政令市との比較	そもそも一般財源額が違うのにそれを比較するのはおかしいのでは? 何故他の市が(札幌市等新潟市と同じ園児数なのに) そんなにも市負担額が多いのか深く説明してからこの比較をして欲しい。あまりにも大雑把すぎるしわかりにくい。	各政令市に照会をした結果をデータ化したものなので, 大枠を示す内容になっています。	無
P12~14	第2章 5 市立幼稚園の運営経費等の状況	市立幼稚園は公費負担が大きい。大事な事業ではあるが市がどうしてもやる必要があるのか? 将来的に民間への移行を考え民間活力を活用する道をとるべき。	14 ページに他政令市(市立幼稚園を有する 16 政令市)の財政負担状況を記載していますが, 16 政令市のうち本市は 7 番目に負担額が多いです。	無
〃	〃	財政負担で園児 1 人あたり年 67	一方で, 市立幼稚園に通う子ども	



頁	意見か所	意見, 修正案等	市の考え方	修正有無
		万は大き過ぎる。私立と平等に使うべき。不公平過ぎる。	もの数は減ってきていますが、一定の幼稚園ニーズはあるものと認識しています。	
P16 ~18	第3章 2 これからの市立幼稚園の役割と再編の必要性	市立幼稚園が今後も必要なのか？から議論する必要がある。市立幼稚園は現在のニーズに合わない組織になっているので民間事業者（民間活力を活用）に移行し、どうしてもなら高校・大学の付属幼稚園に移行し大学には運営資金等の支援を強化する。	また、幼稚園需要があるにも関わらず、私立幼稚園が十分に足りていない地域においては、市立幼稚園が補完する必要がある、現在の半数程度の園数が必要であると考えています。 再編後は、「幼児教育研究の推進」「幼保小連携の推進」「幼児教育の機会均等を保つための補完機能」等の市立幼稚園に求められる役割を積極的に果たすとともに、将来に向けた持続可能な市の財政運営を十分に考慮する必要があると考えています。	
〃	〃	市立幼稚園は無くす方向で良い。幼児教育のセンター的役割は大学等の付属幼稚園に担って貰えば良い。		
〃	〃	今日的課題としてありうるのかと思います。全市的な立場内容と捉えてよいのか、秋葉区のための要素なのかと疑視も・・・市立が各区の先導的基幹施設として担う要素があれば中心に1箇所程度の配置でいいのでは。		
P15	第3章 2 これからの市立幼稚園の役割と再編の必要性	「新たな課題」P16の②～④の課題は、既に取り組んでいる課題ではないのか。	ご指摘の通りと認識しています。P15の最後の行の「変化に伴って、新たな課題」を「 <b>変化もあり、重点的な課題</b> 」に修正します。	有
	—	質の高い幼児教育の研究・実践を継続する為、P17の7行目、集団生活を通して幼児がかかわりを深める事の出来る適正規模の園児数を確保していく事が、課題ではないか。	P16の②～④の課題については、今後強化と進化させる重点的な課題として捉えています。	無
P15 ~16	第3章 1 これまでの市立幼稚園の役割と今後の課題	特別な配慮が必要なものを除き市立だけが担うものでなく私立も同じでは？私立には余裕がなく出来ないと決めつけている考え方が上目線に感じられてならない。	市立幼稚園の役割と今後の課題解決については、市立だけでなく、率先して担っていくという意味です。私立幼稚園や保育園等とは、今まで以上に情報共有や連携を取りながら取り組んでいきます。	無
P16	〃	「生涯にわたる人間形成の基礎を培う教育を行うため、幼児の心身の発達と地域の実態に即した教育課程の編成、指導方法、教材作成等幼児教育における各園共通のテーマに係る実践を行う」を入れる一幼稚園教育要領	ご指摘の事項を踏まえた幼児教育の提供が出来るよう、努めていきます。	無

頁	意見か所	意見, 修正案等	市の考え方	修正有無
P16	〃	「地域コミュニティの形成に寄与する」の項目を追加すべきである。(2件)	P16①の記述の中に, 関連として含まれています。	無
P16	〃	他の幼児教育施設(特に大学の幼児教育の学生と交流し)連携を一層図り・・・( )の文を追加 ※牡丹山幼稚園は県立大学に近接しており, 交流をより先進的な役割をはたしている。	個々の事例については, 参考ご意見として承ります。	無
P16	〃	態度を育てる(個々の能力に合った指導をする)事が必要・・・ ※一人一人の能力に合った指導教育が必要		
P16	—	小学校教育と(出前授業等の教育を通し)円滑な接続 ※相互の情報共有と理解を深めるため, 牡丹山幼稚園では出前授業等の情報を地域にも発信している。		
P16	—	指導のあり方について(幼・小・中と区の教育担当と情報を共有し, 子どもの生活力向上に)取り組む必要がある。 ※幼児期だけでなく接続して取り組む必要がある為		
P20	第4章 2(2) 施設の状況	地域(区)の偏り(最低, 区に1つの幼稚園が必要である。) ※小中学校や区の教育担当と連携し地域の教育をリードしていくため, 牡丹山幼稚園は木戸中, 牡丹山小, 竹尾小の3校と1園の打ち合わせ会を行っている。		
P17	第3章 2(1) 幼児教育研究の推進	保護者や一般市民や地域住民に対して市立幼稚園の教育の素晴らしさを分かりやすくPRする。→園の地域の住民が園でどんな教育をしているのかわからない。HPを見ても古めかしく素晴らしい教育が全然伝わってこないのではもったいない。充足率が低い今のニーズと合わないという前にこの素晴らしい教育や取り組みを私立幼稚園のようにもっとわかりやすくPRすべきである。	P17 12~14行目, 及び, 18行目に同様の記載があります。	無
P17	〃	「教育センターを中心に研修などを通じて発信し, より効果的な成果の発信・普及に努める」をいれる。	研修を通して得られた成果を発信・普及することは大切であると捉えています。	無
P17	〃	「基本研修」と自己のキャリアプランに基づき, 教職員が自発的に選	研修の設定の仕方等を工夫できるように検討していきます。	無

頁	意見か所	意見, 修正案等	市の考え方	修正有無
		<p>扱受講する「専門研修」を私立幼稚園等の教員に開放する等、「全市的な規模で計画的に受講できるよう体系化を図る」を入れる。</p>		
P17	<p>第3章 2(1) 幼児教育研究の推進</p>	<p>公立幼稚園は、その教育性の高さから、保育園や私立幼稚園などよりもよりよい「人格形成の基礎」の時期を過ごせる。ただ、その教育時間の短さから、選択したくても出来ない家庭も多いと思われる。自分の子供をより良い環境で教育したいと思う保護者は多くいるため、園の数を減らすよりも教育時間を長くし、幼稚園機能の強いこども園化にした方が新潟市の人材育成の発展に繋がっていくと考える。ただ単に保育時間の長い保育所を多く作ってもその場しのぎの保育であって、将来的な人材育成は望めないのではないかと。公立幼稚園の教育性の高さ、また職員の専門性の高さを損なわないよう、園を減らす以外の提案を新潟市には求める。</p>	<p>市立幼稚園について教育委員会では、果たすべき役割を明確にし、園数の削減を念頭にした再編により機能強化を図りたいと考えています。また、認定こども園に移行となった場合は、0歳児から2歳児を新たに募集することとなり、所在地周辺にある他の民間幼児教育施設などの民業を圧迫する懸念があることや、現在の保育士不足に拍車をかけることとなります。さらに、調理施設の改修が必要となることや、調理員の手当等が発生することなど、新たな財政負担が生じることとなります。これらのことを総合的に考えると、教育委員会が公立の認定こども園を設置することは厳しいと考えています。</p>	無
P19	—	<p>新潟市の幼児教育水準の更なる向上のためには、市立幼稚園が関係機関と連携し、他の幼児教育施設のモデルとなるような先進的な実践をするなど、幼児教育のセンター的役割を担う必要があるならば、市立幼稚園だけではなく、公立幼稚園型認定こども園、公立幼保連携認定型子ども園等、環境の変化に対応した幼児教育施設のモデルが必要となってくるのではないかと。</p>		
P18	<p>第3章 2(3) 幼児教育の機会均等を保つための補完機能</p>	<p>(3) 幼児教育の機会均等及び地域間格差の是正 理由 未来を担う人材の育成に不可欠ともいえる幼児期の教育について、市立幼稚園の果たす役割は今後ますます重大になることが予想されます。幼児を取り巻く様々な環境が激しく変化する時代だからこそ、研究・実践また私立幼稚園や保育園との研修の場としての市立幼稚園が担う質の高い幼児教育を全市に亘って提供できるよう地域間格差を是正し、各区に均等に配置されることが必要であると考えます。幼児教育の</p>	<p>再編の方針は、集中と選択を図り半数程度に減らすことを念頭にしているため、原案通りとします。</p>	無

頁	意見か所	意見, 修正案等	市の考え方	修正有無
		質を高めるという事は、幼児のみならず、その保護者、連携する小学校あるいは中学校等、地域全体の意識も高まり、まさに新潟市が進める地域づくりに繋がっています。こういった観点からもより地域を意識した検討をお願いします。		
P18	—	「将来世代」というのがどの立場に向かってなのかわからないので説明を！	今の子どもたちが将来大人になった時に税負担をかけないようにという意味です。	無
P19	—	他の幼児教育施設のモデルとなるような先進的な実践をするなど、幼児教育のセンター的役割等を担う必要がある為適正な学級定員数を確保するよう対策を練る必要がある。	学級定員数については、P19 2(1)に記載があるため、原案通りとします。	無
P19~20	第4章2 再編の観点	私立の台頭で幼児教育は守れると考えます。秋葉区の公立の存在は7施設で他の区よりも抜き出ており、特別に園児が育った判断はなったもののでしょうか。非効率の施設を中心にして大いに見直すべきと思います。	今回の再編計画は、本市の幼児教育・保育の充実を目的としています。再編を検討する観点については、第4章(P19~20)に記載のとおりですが、計画を進める中で将来に向けた持続可能な市の財政運営のために施設状況を十分に考慮する必要があると考えています。	無
P20	第4章2(3) 閉園による園児への影響	それぞれの地域で市立幼稚園の果たす役割やニーズには違いがある。そこで、再編による今後の地域に及ぼす影響も考慮する必要がある。	閉園の影響を一番直接的に受けるのは園児なので、原案通りとします。	無
P22	第4章4 再編の進め方	全般に「市立」のための考えによる発想であり、市立擁護的な内容は「さもなりなん」的な記述とみておりますが、方向性は妥当と賛同の意であり再編10年の構想は待てない、ゆるいと思います。もっと強めの表現であっていいと思慮いたします。	今回の再編計画は、本市の幼児教育・保育の充実を目的としています。再編の進め方は第4章(P22)に記載のとおりです。個々の園の検討については、その園の状況を踏まえ地域や保護者の皆様へ丁寧に説明し、理解を得ることが重要であると考えています。また、再編を進めるに当たっては、各園ごとに異なる状況の一つ一つ慎重に検討していく必要があります。再編計画全体として10年程度の期間を想定しています。	無

◆その他

頁	意見か所	意見、修正案等	市の考え方	修正有無
-	—	<p>少子化が進むので、既存の幼稚園の数を減らすのは時代の流れでいたしかたないと思います。しかし、女性が子育てし易い環境にないことがそもそもの原因で<u>これは国の政策となってくるのでここでは差し控えます。</u></p>		無
-	—	<p>今回は市立幼稚園だったが今後は他の機関（私立幼稚園・市立保育園・私立保育園・認定こども園等）のあり方も検討して欲しい。</p>	<p>国の動向や本市幼児数の変動等を見据えながら、関係部署と情報共有していきます。</p>	無
-	—	<p>幼児期は誰とも仲良く元気に遊べる子供に育てることを中心に育てるで良いのではないかと。詰め込み教育は止めのびのびと育てるべきではないのか？</p>	<p>ご指摘のとおり幼児期は、生活や遊び等の体験活動を通して基本的な生活習慣を身に付けるとともに、学びの芽を育てる大事な時期であると認識しています。</p>	無
-	—	<p>適正な学級規模の具体的な人数が記載してありますが、園児の人数が少ないからという理由でもし、閉園することがあるのなら間違っていると思います。その地域における幼稚園の役割として、幼小中の連携がとれているかが重要な事だと実感しております。幼稚園の時からしっかり地域の中で温かく見守り育て、そこに近隣の小学生、中学生、そして高校生までもが関われるこの西区の環境は大切にしていける必要があると思います。お互いに情報交換もでき、子どもたちの健全な育成に繋がっているこの現況を子どもたちのために守らなければいけないと考えます。今の子どもたちが成長しこれからお世話になる身です。財政難だからあなたたちにお金はかけられません、では将来日本を背負うこの子どもたちはどうなるでしょうか。</p>	<p>個々の園の検討については、その園の状況を踏まえ地域や保護者の皆様へ丁寧に説明し、理解を得ることが重要であると考えています。また、再編を進めるに当たっては、各園ごとに異なる状況を一つ一つ慎重に検討していく必要があると考えています。</p>	無

頁	意見か所	意見、修正案等	市の考え方	修正有無
-	-	<p>教育、実践研究を行うためには、適正な人数を集め、小集団を作り社会性を伸ばしていく必要があることは理解できる。しかし、ただ単に園の数を減らしても、園児の数を「集中」させることは難しいと考える。公立幼稚園が自宅から遠い場所であれば、通わせようと思う保護者は減るのでないか。そうなれば本当は公立幼稚園に通わせたくても家庭の都合でそれが叶わない家庭も出てくるのが予想される。それでは適正な人数が集まらないどころか、どんどん幼稚園希望者が減少していくだろう。そうなれば、実践研究が十分できる環境が整わない。また、新潟市が責任を持って「地域で子どもを育てる」という事にならないように思う。新潟市に住む大切な子どもたちを新潟市が責任を持ってより良く教育していかなければ将来の人材育成にも悪い影響が出てくると思われる。</p>		無
-	-	<p>共働き世帯の増加等、子育て支援のニーズの変化はあるが、施設の老朽化等で選択されていないこともあると思われる。</p>		
-	-	<p>将来を担う子どもたちのために市が行うべきこと、行えることはまだまだあると思われ、財政的な問題はありと思われませんが、削減が第1位の選択でなく、地域の意見も聞いていただき、議論をしていただきたい。</p>		
P19	第4章 2(1) 研究を推進するための適正規模	<p>新津第二小学校の元PTAとして一言意見を述べます。まず、新潟市に公立幼稚園7園が秋葉区に集中していることに驚きました。これは旧新津市の労働者問題の先送りなのではないかと懸念しています。確かに、昭和の時代には、公立の幼稚園には大勢の園児たちが通い、地域の教育機関としての大きな役割を果たしていました。これは本当に感謝するところです。昨今は、園児の減少、それに伴う職員の減員、必然的に活気も見られず、教育の拠点としての役割が成されているのか。秋葉</p>		

頁	意見か所	意見、修正案等	市の考え方	修正有無
		区近隣には、市立保育園が増えているのにもかかわらず、待機児童の問題も聞かれる中、公立幼稚園の実態を見れば、必然的に需要がないことは一目瞭然です。新聞報道には、半数減とありましたが、公費の使い方を検討し、改善するべき時だと思います。教育機関として本当に必要な園数を検討し、早急な対応を願います。		

#### ◆各園についての意見・要望

頁	意見、修正案等	市の考え方	修正有無
-	各園の幼児教育についての意見 (8件)	各園についての意見や要望については参考とさせていただきます。	無
-	各園の存続に対する要望 (25件)		
-	各園の環境整備に対する要望 (13件)		

問い合わせ先

新潟市教育委員会 教育総務課教育政策室  
(市役所白山浦庁舎5号棟2階)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話：025-226-3178 FAX：025-230-0401

E-mail：somu.ed@city.niigata.lg.jp

第2次多忙化解消行動計画

**教職員が生き生きと子どもと向き合えるための行動計画  
(案)**

教職員が自らのワーク・ライフ・バランスを確立し、心身ともに健康であることは、生き生きと子どもと向き合うための基盤です。学校園と教育委員会、保護者・地域が一体となって教職員の長時間勤務の縮減を推進し、魅力ある教職員が生き生きと子どもと向き合える教育環境をみんなで創り上げていきましょう。

平成30年3月  
新潟市教育委員会



## 新潟市の行政と教職員すべての力を合わせて「働き方改革」を

「子どもたちのためになるのだから…」「子どもたちの期待に応えたい…」

「他の先生方のために自分がかんばればよいのだから…」

「これまでよりも、もっとよいものを…」「自分の生きがいは仕事なのだから…」

「保護者や地域が望んでいるのだから…」

これまで、新潟市だけでなく日本中の多くの教職員のみなさんは、このような気持ちで仕事に取り組んできたのではないのでしょうか？そして、このような気持ちで取り組まれた成果として、日本中の子どもたちに、学力、体力、さらに「生きる力」が身に付いてきたことは間違いありません。長年に渡って創り上げられた日本の教育の成果は、世界に誇れる輝かしい成果です。さらに、新潟市教育ビジョンのもと取り組んでいる新潟市の教育も、日本や世界に誇れる教育です。

一方、その輝かしい成果が、教職員のみなさんの献身的な努力や長時間の勤務に支えられて可能となっていたことを否定することはできません。「よりよい教育を行いたい」「子どもたちのためにできることは全てしたい」という思いが長時間の勤務を生み、時には教職員のみなさんの心や体に過度の負担をかけたり、ご家族と過ごす時間を奪っていたりしたことも事実ではないのでしょうか。今こそ、「働き方改革」を通じて、このような状況を改善していく必要があります。

現在、新潟市の「働き方改革」は、単に、教職員のみなさんの長時間勤務を解消することだけを目指すものではありません。みなさんのよりよい教育への思いを大切にし、さらに教育の質を保ちながら、長時間勤務を解消していくことを目指します。

「多忙化解消なんて無理だ。もう削れるところはすべて削っている…」

「自分たちの努力だけでは無理。保護者や地域の理解がないと…」

「教職員一人一人の働き方に関する考え方が違う。市全体の改革は難しい…」

その通りです。「働き方改革」は、簡単には解決しない課題です。もしかしたら、正解のない課題でありゴールのない取組なのかもしれません。しかし、行政と教育現場が連携し、取り組み続けなければならない課題です。さらに、保護者や地域の理解がなければ進みません。

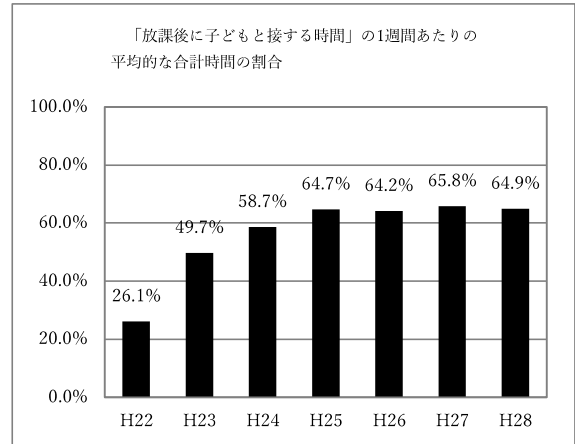
課題の解決に向けては、実態を正しく把握し、適切な分析から課題を明らかにし、いつ・誰が・何を・どのように取り組むのかを決めなければなりません。そして、成果を検証し、必要に応じて、＜個人＞＜組織＞＜市全体＞で成果と情報を共有する必要があります。

新潟市の行政と教職員、そして保護者や地域のみなさんのすべての力を合わせて、新潟市にしかできない「働き方改革」を創りましょう。

## 1 行動計画策定の趣旨

### 1 背景

OECD 国際教員指導環境調査 (2013 年) で日本の教員の勤務時間が 34 か国中、最長であり、課外活動指導時間や事務業務が長く、授業・準備時間は平均的であることが明らかになっています。新潟市では「教職員が子どもと向き合えるゆとりを生み出す行動計画」を平成 23 年 3 月に策定し、「放課後に、子どもと接する時間が 1 週間あたり 5 時間以上の教職員の割合を 20%以上にする。」を当初の目標として、学校園の多忙化を解消する 8 つの視点から、継続的発展的に取組を進めてきました。それにより指標の「放課後に、子どもと接する時間が 1 週間あたり 5 時間以上」の教職員の割合は増え、一定の成果を上げることができました。(右図)



しかしながら、教職員の長時間勤務が指摘され、従来の献身的教職員像を前提とした学校園の組織体制では、質の高い学校園教育を持続発展させることは困難であることが指摘されています。平成 29 年 4 月に文部科学省より公表された勤務実態調査では、10 年前よりも長時間勤務が常態化していることが明らかになり、報道では月あたり 80 時間以上の時間外勤務をしている教職員の割合が衝撃的に扱われていました。

また、全国的にも労働環境については注目が集まっており、「ニッポン一億総活躍プラン」では、長時間勤務を抑制し、働く人々のワーク・ライフ・バランスの実現や働き方改革が求められています。

### 2 学校園を取り巻く課題

児童生徒への指導の困難化や保護者対応の増加、家庭・地域の教育力の低下など学校園を取り巻く環境は厳しさを増し、教職員の仕事はますます拡大、多様化しています。

また、学校園は、グローバル化の進展や人工知能 (AI) の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化の中にあります。そして、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野をもち、志高く未来を創り出していくための資質・能力を一人一人の子どもたちに確実に育むことが期待されています。

人間が学ぶことの本質的な意義や意味を問い直し、「何を学ぶか」という指導内容の見直しに加えて、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」の視点から「学びの地図」としての学習指導要領が示され、平成 30 年から幼稚園では全面実施、小学校では先行実施されるなど、学校園が取り組むことはますます増えていく状況です。

こうした課題を解決するためには、学校園の業務改善を図り本来業務への時間を生み出すこと、そして何よりも教職員が健康的に生き生きと子どもに向き合える教育環境を整えていくことが必要になっています。

### 3 教育委員会の取組

新潟市教育委員会では、これまでの多忙化解消対策が一定の成果を上げていることを踏まえつつも、社会や学校園を取り巻く状況の変化に対応するために、新たな多忙化解消対策へ向けた一歩を踏み出すこととします。平成 29 年 5 月に教育委員会内に多忙化解消検討会を立ち上げ、各課を横断したワーキングチームによる検討を重ねてきました。平成 29 年度の主な取組は、次のとおりです。

#### (1) ワーキングチーム会議

5月31日、6月27日、10月11日、12月14日、1月5日

(2) ワーキングチームによる現地視察（鳥屋野小学校、上山中学校）9月26日

(3) 多忙化解消検討会 9月6日 12月20日（外部委員を含む）2月28日

※出退勤管理システムの導入 4月

※多忙化解消研修会（全校園長対象）7月12日

※学校園閉庁日の実施 8月13日～15日

教育委員会では、学校園と教育委員会が一体となり、さらには保護者・地域を巻き込んだ取組を進めることが重要だと考えています。目標を共有し、それぞれの立場から対策を講じるためにも、調整と連携、協力を図るための指針として、第2次多忙化解消行動計画を策定することとしました。

## 2 行動計画の方針

- 1 実態を捉え、実効性のある方策を立て、継続的に取り組みます。
- 2 教育委員会内の横断的な連携により教職員の長時間勤務の縮減策を進めます。
- 3 校園長会、PTA、関係団体等との連携により教職員の長時間勤務の縮減策を進めます。
- 4 短期・中期・長期の目標を設定して、できることから速やかに実行に移します。
- 5 学校園現場や教育委員会の取組をフォローアップし、取組を継続・発展させます。

平成 29 年度 4 月より出退勤管理システムの運用を開始したことにより、全教職員の勤務実態を把握できるようになりました。また、一人一人の教職員が出勤退勤の勤務時刻を記録することで、自らの勤務実態を客観的に把握しています。記録の集積によって、なんとなく捉えていた多忙な勤務実態が露になり、学校種での違い、職位や職種による違いが明らかになり、実効性のある方策へ向かうための実態を把握できました。

しかしながら、学校園現場からは多忙化解消にかかわる業務改善について、「できることは、全てやり尽くした。」「教育委員会で一斉に方策を出してほしい。」といった悲鳴ともいえるような苦しい声もあります。学校園の裁量や努力で行うことが困難なことについては、教育委員会各課が積極的に横の連携を図り、実行に移していきます。

また、これまで学校園が担ってきた役割や業務について、多忙化解消の視点から、他に委ねたり、他に協力を仰いだりすることが可能かどうかを検討していきます。校園長会、PTA、関係団体との連携を通して、具体的な取組を進めていきます。

また、実行に移す前提として、保護者・地域の方々の理解や納得が必要不可欠です。学校園

そして教育委員会がていねいに説明を行い、保護者・地域の納得を得て進めることとなります。

さらに、教職員の多忙化解消は、喫緊の課題であることから、短期・中期・長期の目標を設定して計画的に進めていくのはもちろんですが、スピード感をもって「できることから速やかに実行する」ことを大切にしていきます。

そのためにも、教育委員会内にワーキングチームを中核とする対策チームを組織し、多忙化解消検討会議を定期的を開催して、学校園現場や教育委員会の取組のフォローアップを確実に果たしていきます。

### ③ 行動計画の目標と行動期間

#### 1 行動計画の目標

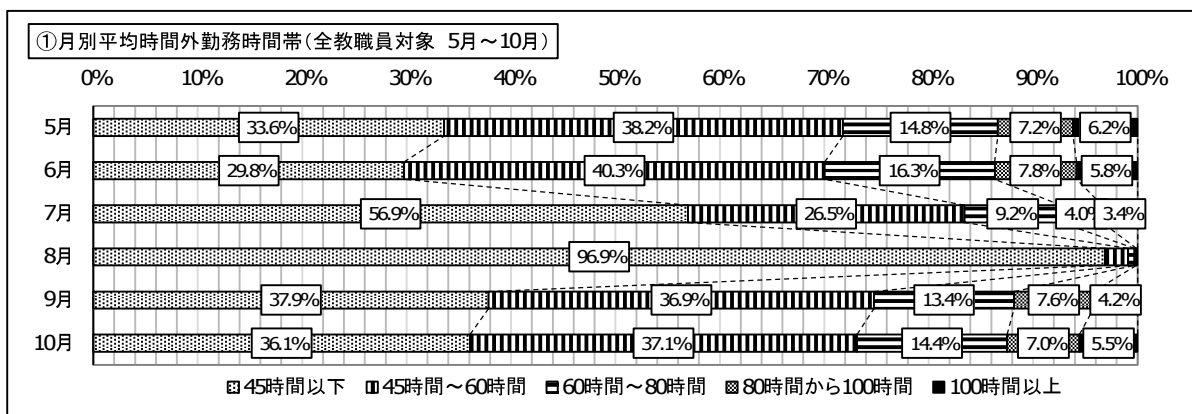
教職員が自らのワーク・ライフ・バランスを確立し、心身ともに健康であることは、生き生きと子どもと向き合うための基盤である。魅力ある教職員を育成し、質の高い教育活動を行うために、学校園と教育委員会、地域・保護者が一体となって教職員の長時間勤務の縮減を推進する。

行動計画策定の趣旨、現状を踏まえ、次の具体的な指標を掲げて取り組みます。

指標 月あたりの平均時間外勤務時間が45時間以下の教職員を増やす。

年間14日以上有給休暇を取得する教職員を増やす。

新潟市の教職員の時間外勤務の現状です。



現状を踏まえると、まずは月あたりの平均時間外勤務時間が45時間以下になることを目標とします。なお、総務省が指摘している過労死ラインと呼ばれている「月あたりの時間外勤務時間が80時間以上」については、なによりも優先して解消していきます。

また、年間を通しての休暇の取得を促進します。平成29年度4月～12月期の年次有給休暇の取得実績は、平均10日間となっています。(用務員、調理員を除く全教職員) 休暇取得を促進することで、教職員の心身の充実を図り、生き生きと子どもに向き合えるようにします。

### 3か年の達成目標

	月当たり平均時間外勤務時間が45時間以下の教職員の割合	平均年次有給休暇取得日数
2018年度	前年度を上回る	前年度を上回る
2019年度	前年度を上回る	前年度を上回る
2020年度	全体の70%以上	14日以上

## 2 行動期間

多忙化の解消は喫緊の課題であり、学校園・教育委員会の取組の成果を点検・評価し、さらに継続的に推進するために、行動期間は3年間とし次のように設定します。

行動期間：2018年4月1日～2021年3月31日（3年間）

## 4 学校園・教育委員会での具体的な取組

### 1 学校園での取組

管理職のリーダーシップのもと、(1)～(3)の取組を進めていきます。学校園組織として、教職員個人としての両面から取組んでいきます。

#### (1) あらゆる場や機能を活用し教職員の長時間勤務縮減策を推進く組織としての挑戦>

##### ① P T A・地域コミュニティなどあらゆる機会に多忙化解消へ向けた理解・協力を要請

教職員の勤務実態や自校の実態、長時間勤務縮減策について積極的に説明をすることで理解と協力を要請していくことが大切だと考えています。例えば、P T A総会や地域コミュニティの場で説明をします。出てきた意見やこれまでの経緯などもしっかりと踏まえて、縮減策を考えていくことが必要です。保護者や地域の方から学校行事の運営に積極的に協力をいただくことや、教職員の負担軽減の視点からこれまでのP T A行事や地域行事の参加のあり方などの見直しもお願いしていきます。

##### ② 一人一人の教職員のアイデアを生かすシステムを構築

一人一人の教職員のもち味を發揮させ、学校運営の推進力を生むことは、管理職の重要な責務です。ぜひ、各学校園単位で多忙化解消プロジェクトチームを組織し、そのチームを中核に取組を進めてください。既存の組織を充てることも可能ですが、年齢や男女のバランスを考慮して編制してください。一人一人の教職員のアイデアが生かされることで、当事者意識が高まり、学校全体の活性化につながっていきます。

##### ③ 学校事務の共同実施から好事例を発信し水平展開

新潟市の強みは、なんといっても学校事務の共同実施という機能があることです。事務長を要とする学校事務職員の共同実施単位での情報交換・共有等により、新潟市全体の業務改善を發展させます。各学校で行われている好事例を自校にもち帰って実施すること（自校化）、区単位やグループ単位で実施すること（水平展開）で、その効果を広めていきます。

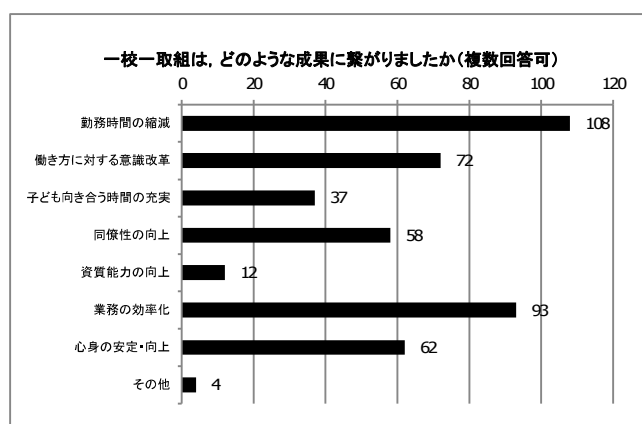
また、予算の編成や経費削減の視点からも長時間勤務の縮減策を進めいく必要があり、各学校園においての学校事務職員の役割が一層重要になってきます。

## (2) 一校一取組で働きやすい職場改革 <組織としての挑戦>

右のグラフは、平成 29 年度の一校一取組がどのような成果に繋がっているかについての学校調査結果です。

学校園では、管理職のリーダーシップのもと、教職員の参画を基本とし、取組内容を決定して取り組んできました。

現在の取組の進捗状況や成果を、全職員で自己点検し、改善を加えながら目標達成に向けて取組を推進してください。



平成 29 年度は、小学校の 75%、中学校の 35%でノー残業デー・ノー会議デーを実施していることがわかりました。月に数回、もしくは週に 1 回、平日に残業をしない日を設定することは、休養や心のリフレッシュなどに効果的です。

また、学校によっては学校全体や学年部単位で計画的に年次有給休暇を取得していく取組を行っています。ノー残業デーや休暇の取得を「見える化」するなど、実施や取得がしやすい環境づくりを進めてください。

各区や中学校区での好事例を自校化したり、同様の取組を水平展開したりすることで効果的な取組としていきましょう。

下記に取組の手順を示しました。より実効性のある取組を進めてください。

□ 学校園で取り組む際には、各学校の多忙化解消プロジェクトチーム（新たに編制もしくは既存の役割を活用）が中心となり、ファシリテーションなどの手法を使い、全職員が参画するようにしてください。手順は次のように進めてみてください。

ア **「長時間勤務を縮減する視点」**（p 8 参照）を用いて**現状や現在の取組を振り返る**。

※ 「長時間勤務を縮減する視点」は、多忙化解消検討会で検討した内容を整理したものです。

イ 自校で解決すべき**課題を明らかにする**。

ウ 課題の**達成目標を明確にする**。

エ 目標達成のための**取組を決定する**。

※ 「平成 29 年度 一校一取組 参考例」を参考にし、各学校園の取組を改善・拡充したり、新たな取組を生み出したりして、学校園の実情（学校園規模、職員構成、地域の特色等）に応じた取組を計画する。

オ 教職員全員で目標達成のための**取組を推進する**。

カ 取組の**進捗状況の点検・改善**を行いながら、取組を継続する。

## (3) 一人一取組で「自分時間」を創造<個の挑戦>

一人一取組を実行することで、個人でも長時間勤務の縮減に向けて取り組んでいきま

す。現在、パソコンを貸与されている教職員は、出退校簿に出勤・退勤時刻等を記録しています。

具体的な目標設定を行い、通年で何をどのようにして勤務時間を縮減していくのかについて個人で考えます。前年度同月の勤務時間と比べて一月単位で自己評価を行い、取組の進捗状況を見ることが可能です。わずかな時間外勤務時間の縮減も、蓄積していけば大きな改善に繋がるはずです。継続することを大切にしていきましょう。

その際、生み出された時間の一部は、「自分時間」として休養、自己研鑽、家族などに活用してほしいと考えています。下記に例を参考にしてください。

例

○ 個の目標（自己研鑽）

「生きた英語力の向上」のために、英会話教室へ通う時間を設定する。

○ 個の目標（家族）

毎週水曜日には、定時に退勤して、子どもと公園に行く。

○ 個の目標（健康増進）

ノー残業デーには、スポーツジムで体を鍛える。

○ 個の目標（自己開発）

博士号取得に向けて、勉強する。

## 2 教育委員会の取組 【共通】

### (1) 夏季休業中の学校閉庁日の設定、研修・説明会の設定に配慮し、休暇取得の促進

お盆期間（8月10日～15日）は、学校園を閉庁とします。この期間の前後も、できる限り研修会等を設定しないことで、休暇を取得しやすい環境をつくります。なお、緊急時の連絡等は、教育委員会で行います。

また、各学校園での運動会や文化祭などの振替休日が設定されず月曜日に研修会や説明会を設定しないように年間の研修計画を調整します。会場や講師の都合などにより難しい場合は、振替を確実に実施して対応します。

### (2) 学校園への照会・調査文書量の削減と簡略化

学校が受け付ける文書量は、教育委員会を始め、各関係団体によるものを含めると、膨大な量になっている現状があります。可能な限り照会・調査の回数や内容を検討して、改善を図っていきます。

また、メールでの受付数が増え受付事務の負担が大きくなっていることから、発出されるメールの形式を統一します。他にも、調査をウェブで行う「簡単申し込み」に移行したり、紙ではなく電子データでの送付に変更したり、調査方法や提出方法を工夫します。様々な照会・調査文書の様式を見直し簡略化を検討し学校園の負担軽減を進めます。

### (3) 教育実践や学校運営に役立つコンテンツをWebページで共有

楽しい分かりやすい授業は、準備に時間がかかります。よりよい授業づくりを効率よく行うために、多様な実践や良質なコンテンツを共有できる場を構築します。

総合教育センターのWebページに、「学校で使えるデジタルコンテンツ」を公開し、学習指導案や提示用教材、学習プリントなど授業に使えるデータを提供します。

さらには、学校行事等の計画や地域連携の資料なども掲載します。

授業づくりや学校運営にかかわる資料作成の支援をすることで、教育活動の準備にかかる負担軽減を図ります。

### (4) 適正な退勤時刻の目安を設定

月あたりの時間外勤務時間の実態調査により、7月や8月を除けば、長時間勤務の常態化が明らかになっています。時間外勤務をする場合でも、この時刻までには退勤するという退勤時刻の目安を示すことで時間外勤務時間を縮減します。遅くとも目安時刻までに退勤するようにします。なお、期限が迫っている業務や緊急時の対応等は除くことになります。

小学校・特別支援学校・幼稚園	18:30	までには退勤
中学校・高等学校・中等教育学校	19:00	までには退勤

### (5) 時間外の電話対応の在り方を検討

現在、勤務時間を過ぎてかかってきた電話については、学校園に教職員が在勤していれば、どの時間帯でも応対されてきたと思います。



また、長期休業中の事故や事件などの緊急対応のため、教職員個人の自宅電話番号や携帯電話番号などを児童生徒や保護者等に伝えていた学校園もあると思います。

今後は、教職員の負担軽減の視点から勤務時間を越えた電話対応について次のようにします。

**19:00 時以降の外部からの電話については、緊急以外は直接対応せず、留守番電話対応とします。緊急時の電話は、代表電話番号を案内します。代表電話は、緊急時以外は対応をしないことを原則とします。**

個人情報保護の観点からも、これまで教職員個人だったり、学校園に任されたりしていた対応の在り方を見直し、市全体で統一したルールで進めます。また、教育委員会が積極的に保護者や地域の理解を進めるように進めていきます。

## (6) スクールロイヤーの導入を検討

法律の専門家である弁護士が、法的側面から学校におけるトラブル対応にかかわり、効率的な解決を図ります。

具体的には、学校園や教育委員会が弁護士に相談する機会をもうけ、法的なアドバイスを参考にして問題の解決に当たります。地域性や保護者の価値観の違いなどもあり、学級担任や部活動顧問に対する精神的な負担が非常に高まっています。トラブルの防止、早期解決により、校務の効率化や教職員の負担軽減を図っていきます。

## (7) スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置事業

### ①スクール・サポート・スタッフの配置事業（小学校）

小学校教職員の勤務実態から、設定された休憩時間も児童への指導が行われるなど、実質的な休憩をなかなか取れていないことが明らかになっています。子どもの安全を担保するためには、授業以外の時間も目を離せない状況です。また、1日の時間割の中に、授業のない「空き時間」がほとんどないことから、わずかな隙間時間や給食を食べながら学習点検や連絡帳の返信を記入している実態があります。

これらの過酷な実態を踏まえ、学級担任の事務業務の一部を補完するために外部人材を導入します。この制度は、国が予算の3分の1、指定都市が3分の2を出して非常勤職員を雇用する制度です。新潟市でも積極的に導入を検討し、2018年度から規模の大きな学校から配置を進めていきます。

- ・25 学級以上の小学校へ配置を検討（2018 年度は児童 800 人以上の大規模校）
- ・業務内容、全校の印刷物、学級の印刷物、集金作業、入力作業、電話対応など

### ②部活動指導員の配置事業（中学校）

中学校では、部活動指導に対する負担が大きいことから、その負担軽減のため、大会への引率も可能な部活動指導員を配置します。これまでも専門的な技術指導を目的とした部活動エキスパートやサポーターを配置してきました。しかし、体育連盟等が主催する大会については、所属する学校の教職員の引率が必須であり、部活動エキスパート等では代わ



## 教職員が生き生きと子どもと向き合うための 「長時間勤務を縮減する6つの視点」

- 視点①** 学校課題と学校事情に応じた業務改善の重点化（校務分掌・学校行事・会議の在り方など）
- ・地域や保護者の理解・協力要請
  - ・好事例を自校化
  - ・市小研・中教研・市事務研との連携
  - ・教職員のアイデアを生かす
- 視点②** 作成物や先行実践を有効活用するための仕組づくりと意識改革
- ・教材，指導案，実施計画等を共有する仕組
  - ・既存の実践を積極的に活用
  - ・ゼロから作る習慣の打破
- 視点③** 中学校区や共同実施グループ単位での行動連携を促進
- ・中学校区で同一日にノー残業デーを実施
  - ・行事や会議を合同開催
  - ・区単位での行動連携
- 視点④** 教員でなくても可能な業務への積極的な外部人材の導入
- ・学級担任の事務支援ボランティアの活用
  - ・行事や総合学習，部活動指導への活用促進
- 視点⑤** 出退校簿を活用した勤務時間の適正化
- ・個人の長時間労働縮減目標の設定と取組
  - ・部活動ガイドラインの徹底（休養日の設定）
- 視点⑥** 定期的な見直しとスクラップアンドビルド
- ・やめる勇気，やらない判断
  - ・期限を決めて行う
  - ・減らす仕事と増やす仕事の選択
  - ・時間対効果

## 2 教育委員会の取組 【各課】

教育委員会は、多忙化解消検討会を継続し、次の取組を行います。

- (1) 関係各課，機関の業務に応じた短期・中期・長期の目標による負担軽減策の実施
- (2) 学校園への調査・照会等の文書量の定期的な調査と削減に向けての方策の実施
- (3) 現場の代表を招いての意見交換による，負担軽減策の効果検証
- (4) 勤務実態調査の継続と負担軽減策の改善（毎年）

⇒ 2018年度以降の多忙化解消へ向けた取組事項は別紙